

令和5年(行コ)第8号 建物解体撤去等差止請求控訴事件

控訴人 野地 秀一 外 31 名

被控訴人 北海道

証拠説明書

令和5年5月30日

札幌高等裁判所第2民事部へ係 御中

控訴人ら代理人弁護士 原 洋 司

同 弁護士 芦田 和 真

甲	枝番	標目	作成年月日	作成者	立証趣旨	原写
27		DOCOMOMO ホームページ	令和5年	ドコモモ 日本支部	近代モダニズム建築の保存登録組織と日本での登録実績	写
28		条解行政事件 訴訟法第4版	H31.3.20	南博方 原著	原告適格に関する 裁判所の訴訟指揮の在り方	写
29		地上から 見渡せる距離	令和4年	カシオ計算機 株式会社	地上から見渡せる 距離の計算方法	写
30		北海道百年記念塔の維持管理に対する意見書	R5.2.24	北海道百年記念塔の未来を考える会	北海道百年記念塔を安価に管理維持する方法があること等	原本
31		グーグルマップ	令和5年	グーグル 合同会社	北海道百年記念塔から半径5kmの位置と圏内控訴人らの位置	写
32	1	グーグルマップ	令和5年	グーグル 合同会社	北海道百年記念塔と控訴人■■■■の居住地との距離	写
32	2	グーグルマップ	令和5年	グーグル 合同会社	北海道百年記念塔と控訴人■■■■の居住地との距離	写

32	3	グーグルマップ	令和5年	グーグル 合同会社	北海道百年記念塔と 控訴人[REDACTED]の 居住地との距離	写
32	4	グーグルマップ	令和5年	グーグル 合同会社	北海道百年記念塔と 控訴人[REDACTED]の 居住地との距離	写
32	5	グーグルマップ	令和5年	グーグル 合同会社	北海道百年記念塔と 控訴人[REDACTED]の 居住地との距離	写
32	6	グーグルマップ	令和5年	グーグル 合同会社	北海道百年記念塔と 控訴人[REDACTED]の 居住地との距離	写
32	7	グーグルマップ	令和5年	グーグル 合同会社	北海道百年記念塔と 控訴人[REDACTED]の 居住地との距離	写
32	8	グーグルマップ	令和5年	グーグル 合同会社	北海道百年記念塔と 控訴人[REDACTED]の 居住地との距離	写
32	9	グーグルマップ	令和5年	グーグル 合同会社	北海道百年記念塔と 控訴人[REDACTED]の 居住地との距離	写
32	10	グーグルマップ	令和5年	グーグル 合同会社	北海道百年記念塔と 控訴人[REDACTED]の 居住地との距離	写
32	11	グーグルマップ	令和5年	グーグル 合同会社	北海道百年記念塔と 控訴人[REDACTED] の居住地との距離	写
32	12	グーグルマップ	令和5年	グーグル 合同会社	北海道百年記念塔と 控訴人[REDACTED]の 居住地の距離	写
32	13	グーグルマップ	令和5年	グーグル 合同会社	北海道百年記念塔と の居住地 [REDACTED]との距離	写
33		新版逐条 地方自治法 第9次改訂版	R2.12.25	松本英昭	公共用物と公の施設の関係	写

以上

(<http://docomomojapan.com/>)

home (<http://docomomojapan.com/>)

news (<http://docomomojapan.com/archive/>)

docomomo (<http://docomomojapan.com/about/>)

registration (<http://docomomojapan.com/registration/>)

membership (<http://docomomojapan.com/membership/>)

> english (<http://docomomojapan.com/about/?lang=en>)

DOCOMOMOについて

ドコモモ (DOCOMOMO=Documentation and Conservation of buildings, sites and neighborhoods of the Modern Movement)

モダン・ムーブメントにかかわる建物と環境形成の記録調査および保存のための国際組織

ドコモモは、20世紀の建築における重要な潮流であったモダン・ムーブメントの歴史的・文化的重要性を認識し、その成果を記録するとともに、それにかかわる現存建物・環境の保存を訴えるために、オランダのフーベルト・ヤン・ヘンケット（当時アイントホーヘン工科大学教授、現デルフト工科大学教授、初代会長）の提唱により、1988年に設立された国際学術組織で、近代建築史研究者だけでなく、建築家、建築エンジニア、都市計画家、行政関係者などが参加している。

1990年にオランダのアイントホーヘン（アイントホーヘン工科大学）で第1回の総会（国際会議）が開催され、その後発展を続け、2014年現在、64支部（Working Party）がある。第2回総会は、1992年ドイツのデュッセルドルフ（ハウハウス）で行なわれた。第3回（1994）はスペインのバルセロナ（ミース財団）で、第4回（1996）はスロバキアのブラスティラバ（スロバキア国立博物館）とスリアック（スリアックスパ）、第5回（1998）は、スカンジナビア諸国5カ国の共催により、スウェーデンのストックホルム（ストックホルム建築博物館）で、第6回（2000）は、ブラジルのブラジリア（ブラジリア大学）で、第7回（2002）はフランスのパリ（ユネスコ本部）で、第8回（2004）はアメリカのニューヨーク（コロンビア大学）で、第9回はトルコのイスタンブール（イスタンブール工科大学）とアンカラ（中東アンカラ工科大学）、そして第10回は記念大会としてオランダのロッテルダム（ファン・ネレ工場）で2008年に開催された。第11回（2010）はメキシコのメキシコシティ（メキシコ自治大学）、第12回（2012）は、フィンランドのヘルシンキ（オタニエミ文化会館）、そして第13回（2014）は韓国ソウル（ソウル国立現代美術館）で、初めてのアジア開催となった。第14回（2016）はポルトガルのリスボン、第15回（2018）はスロベニアのリュブリャナで開催された。

ドコモモ本部（DOCOMOMO International）は当初オランダ（アイントホーヘン、デルフト）に設置され、2002年からフランス（パリ）に移ったが、2010年からスペイン（バルセロナ）のミース・ファン・デル・ローエ財団に、そして2014年3月からはポルトガル（リスボン）のリスボン工科大学に移った。会長には3代目としてアナ・トストエス（Ana Tostoes）、リスボン工科大学教授が就任している。第1回（1990年）アイントホーヘンの総会でドコモモの理念や活動についての宣言が採択され、第13回（2014年）韓国ソウルの国際会議で、(re) use, sustainable といった内容が付け加えられたアイントホーヘン・ソウル宣言が採択された。

ドコモモは、モダン・ムーブメントやその結果に関する参加各国の多様性を尊重しつつ、2年に1回の総会に合わせたシンポジウム、機関誌である“DOCOMOMO Journal”の年2回の刊行を通じての情報提供、4つの専門分科会ごとの研究・議論、個別の支部が開催するシンポジウムや展覧会の案内などを行なって、モダン・ムーブメントの成果やその保存の重要性についての啓蒙活動を続けてきた。これまでの活動で特筆すべきものは、各国に現存するモダン・ムーブメントの好例20件を選定して、2000年に“The Modern Movement in Architecture /Selections from the DOCOMOMO Registers” (edited by D.Sharp & C.Cooke, 010 Publishers)にまとめて出版したことである。そこで作成されたデータは、所定フォーマットに従って形で提出され、オランダの建築博物館(NAI)が管理し、公開さらなるデータ整備・蒐集に向けて準備が進められている。なお、近代の建築に関するユネスコの世界遺産選定の動きに関連して、ユネスコから協力が依頼されており、その諮問機関であるICOMOSや国際建築家連盟であるUIAとも協力を深めている。

DOCOMOMO 憲章（アイントホーヘン・ソウル宣言）

ドコモモの主たる到達点は、1990年の設立大会で採択されたアイントホーヘン宣言に述べられている。それは、2014年のソウル大会において更新され、アイントホーヘン・ソウル宣言として承認された。

ドコモモ本部は、非営利組織であり、モダン・ムーブメントにかかわる建物と環境形成の記録調査及び保存に寄与するものである。その目的は以下のとおりである。

1. モダン・ムーブメントの建築に関する重要性を、一般市民、行政当局、専門家、教育機関に広めること。
2. モダン・ムーブメントの建築作品の調査を進め、学術的価値を位置づけること。
3. モダン・ムーブメントの建築、環境群の保存とリユース（再利用）を推し進めること。
4. モダン・ムーブメントの貴重な建築作品の破壊と毀損に反対すること。
5. 保存とリユース（再利用）に対する適正な技術や手段の開発と専門知識の伝達を行うこと。
6. 保存とリユース（再利用）の調査のための基金の調達を図ること。
7. モダン・ムーブメントという過去の挑戦に基づいて形成された建築環境を、将来に継承すべく持続可能なものとして探求しながら、新しいアイデアを展開していくこと。

DOCOMOMO Japan について

ドコモモの日本支部（DOCOMOMO Japan）は、1998年にDOCOMOMO本部からの支部設立の要請を受ける形で、日本建築学会の建築歴史・意匠委員会下のドコモモ対応ワーキンググループを母体に組織を整え、20件の選定作業を開始した。2000年のブラジリア総会でDOCOMOMOの支部として正式に承認された。日本支部は2000年に神奈川県立近代美術館（鎌倉館）を会場に、選定したDOCOMOMO20選についての展覧会やシンポジウムを開催し、ドコモモの主要任務を果たすべく、2003年9月には20選に80件を加えたDOCOMOMO100選を行い、その成果を2005年3月から5月にかけて汐留ミュージアムで展覧会として発表した。また、合わせて、建築物の見学会や全国各地での展覧会、研究集会ならびにセミナーやシンポジウムを開催している。2004年度からは支部となったDOCOMOMO KoreaやDOCOMOMO UKとの交流を行なうなど、積極的な活動を続けている。特に2008年と2010年にはそれぞれ京都（国立京都国際会館）と東京（東京都中央卸売市場築地市場、東京芸術大学）で技術に関する国際セミナーを開催し、2011年9月にはUIA東京大会において、DOCOMOMO Japan 150 未来への遺産展を開催し、国内外から多くの研究者や建築家が参加し、その活動は国際的になりつつある。2015年には、ASEAN地域9か国から専門家・各国国際組織幹部を招聘し、国際交流基金と日本イコモス国内委員会との共催による国際会議「日本とASEAN地域における20世紀遺産の現状と課題」を開催した。2016年7月には、ドコモモジャパン選定建築である国立西洋美術館（ル・コルビュジェ / 1959年）が世界遺産に登録された。

DOCOMOMO Japan へのお誘い

近代建築に興味と情熱をおもちの方なら、誰でも参加できる国際組織がDOCOMOMO Japanです。2000年にブラジリアでの総会で正式に承認されて以来、国際本部との連携のもとで、日本の近代建築の記録・保存・評価・調査など、幅広い活動を行っています。専門家として、学生として、建築ファンとしての参加など、どのようなかたちでの参加も歓迎します。DOCOMOMO Japanはこれまで日本の近代建築のリストを整備しながら、展覧会、見学会、シンポジウム、研究会、国際交流などを行ってきました。また、年に2回DOCOMOMO Japan News Letterを発行しています。こうして記録されてゆく近代建築のリストは、今後ユネスコの世界文化遺産の登録につながってゆくものと考えられています。こうしたリストを拡充しながら、今後の活動を幅広く、多様に展開してゆくために2018年1月にドコモモジャパンは一般社団法人として新たなスタートを切りました。

会員の種類と入会の手続きについてはこちらをご覧ください。（<http://docomomojapan.com/membership/>）

一般社団法人DOCOMOMO Japan 組織

代表理事	渡邊研司（東海大学教授）
副代表理事	鯉坂徹（鹿児島大学教授）
理事	香川浩（スタジオ香川代表）

理事	笠原一人（京都工芸繊維大学助教）
理事	亀井靖子（日本大学准教授）
理事	熊谷亮平（東京理科大学准教授）
理事	田所辰之助（日本大学教授）
理事	平井充（メグロ建築研究所代表取締役）
理事	大内田史郎（工学院大学教授）
理事	加藤雅久（居住技術研究所代表）
理事・事務局長	大宮司勝弘（大宮司建築設計事務所代表）
監事	田原幸夫（京都工芸繊維大学客員教授）
監事	佐野吉彦（株式会社安井建築設計事務所代表取締役）
事務局	〒102-0074 東京都千代田区九段南3-8-1 3丸中ビル7階（株式会社工二一内） docomomo.jp@gmail.com (mailto:docomomo.jp@gmail.com)

定款 (https://docomomojapan.com/docomomo_law.pdf)

会費規定 (https://docomomojapan.com/docomomo_terms.pdf)

本HP掲載の写真について

本HPにおけるドコモモジャパン選定建築の紹介の写真は、本会会員により撮影されたものです。本会の活動の広報等に限りご自由にお使いいただけます。

お問い合わせ

DOCOMOMO Japan にお問い合わせがある方は下記事項を記入の上 DOCOMOMO Japan 事務局まで E-Mail docomomo.jp@gmail.com (mailto:docomomo.jp@gmail.com) にてお問い合わせください。

お名前

ご職業

電話番号

メールアドレス

お問い合わせ内容

documentation and conservation of buildings, sites and neighbourhoods of the modern movement

当サイトに掲載されている写真や記事の無断使用及び転載はご遠慮下さい。

Please refrain from unauthorized use the reprint of the photograph and the article published in this site.

©docomomo japan

(<http://docomomojapan.com/>)

home (<http://docomomojapan.com/>) news (<http://docomomojapan.com/archive/>) docomomo (<http://docomomojapan.com/about/>)
 registration (<http://docomomojapan.com/registration/>) membership (<http://docomomojapan.com/membership/>)
 > english (<http://docomomojapan.com/registration/?lang=en>)

registration 日本におけるモダン・ムーブメントの建築

ドコモモは、モダン・ムーブメントにかかわる建物と環境形成の記録調査および保存のための国際組織です。
 日本の近代建築の再評価のための活動を行うとともに、取り壊しが予定される近代建築について保存要望書を提出す等の保存活動に取り組んでいます。



251

多摩聖蹟記念館（現：旧多摩聖蹟記念館）

1930 / 東京都多摩市

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%a4%9a%e6%91%a9%e8%81%96%e8%b9%9f%e8%a8%98%e5%bf%b5%e9%a4%a>



252

水戸測候所（現：水戸地方気象台）

1935 / 茨城県水戸市

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%b0%b4%e6%88%b8%e6%b8%ac%e5%80%99%e6%89%80%ef%bc%88%e7%8f%t>



253

山口文象自邸

1940 / 東京都

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%b1%b1%e5%8f%a3%e6%96%87%e8%b1%a1%e8%87%aa%e9%82%b8/>)



254

農林省大臣公邸三番町分庁舎（現：農林水産省三番町共用会議所別館）

1956 / 東京都千代田区

(<http://docomomojapan.com/structure/%e8%be%b2%e6%9e%97%e7%9c%81%e5%a4%a7%e8%87%a3%e5%85%ac%e9%82%>

255

(<http://docomomojapan.com/structure/%e4%bd%8f%e5%8f%8b%e3%83%93%e3%83%ab%e3%83%87%e3%82%a3%e3%83%l2/>)



003

聽竹居

1928年 / 京都

(<http://docomomojapan.com/structure/%e8%81%b4%e7%ab%b9%e5%b1%85-2/>)

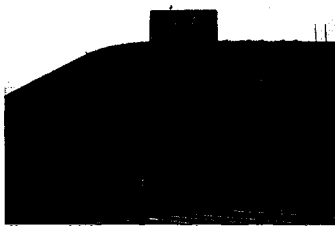


004

小管刑務所・管理棟 (東京拘置所・管理棟)

1929年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%b0%8f%e8%8f%85%e5%88%91%e5%8b%99%e6%89%80%e3%83%bb%e7%ae%e3%83%93%e3%83%ab%e3%83%87%e3%82%a3%e3%83%l2/>)

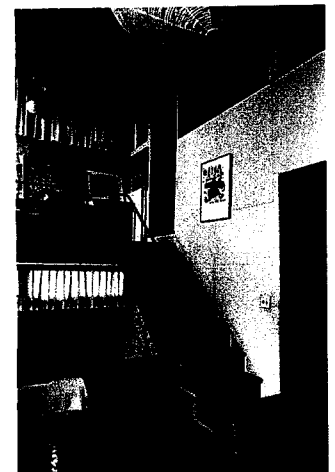


005

東京中央郵便局

1931年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e9%83%b5%e4%be%bf%e5%b1%85-2/>)

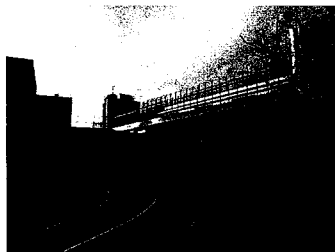


006

土浦亀城自邸

1935年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%9c%9f%e6%b5%a6%e4%ba%80%e5%9f%8e%e8%87%aa%e9%82%b8/>)



007

慶應義塾幼稚舎

1937年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%85%b6%e6%87%89%e7%be%a9%e5%a1%be%e5%b9%bc%e7%a8%9a%e8%88%85-2/>)

008

宇部市民館



(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%9c%ac%e9%87%8e%e7%b2%be%e5%90%be%e8%87%aa%e9%82%b8/>)

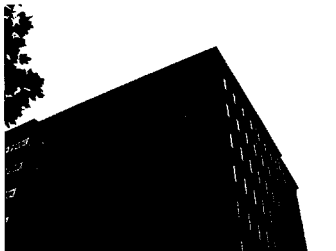


025

辰馬本家酒造白鹿館

1930年 / 兵庫

(<http://docomomojapan.com/structure/%e8%be%b0%e9%a6%ac%e6%9c%ac%e5%ae%b6%e9%85%92%e9%80%a0%e7%99%l>)



026

森五商店東京支店 (近三ビルヂング)

1931年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%a3%ae%e4%ba%94%e5%95%86%e5%ba%97%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e6%94%>)



027

朝日ビル

1931年 / 大阪

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%9c%9d%e6%97%a5%e3%83%93%e3%83%ab/>)



028

東京女子大学

1924年~1938年 / 東京

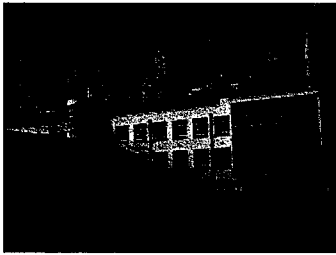
(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%a5%b3%e5%ad%90%e5%a4%a7%e5%ad%a6/>)

029

木村産業研究所

1932年 / 青森

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%9c%a8%e6%9d%91%e7%94%a3%e6%a5%ad%e7%a0%94%e7%a9%b6%e6%89%>)



035

東京市中央卸売築地市場（東京都中央卸売市場築地市場）

1934年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%b8%82%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e5%8d%b8%e5%a3%>)



036

日向別邸

1936年 / 静岡

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%97%a5%e5%90%91%e5%88%a5%e9%82%b8/>)



037

京都電灯株式会社（関西電力京都支店）

1937年 / 京都

(<http://docomomojapan.com/structure/%e4%ba%ac%e9%83%bd%e9%9b%bb%e7%81%af%e6%a0%aa%e5%bc%8f%e4%bc%9a%>)



038

原邸（原美術館）

1938年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%8e%9f%e9%82%b8%ef%bc%88%e5%8e%9f%e7%be%8e%e8%a1%93%e9%a4%af%>)



039

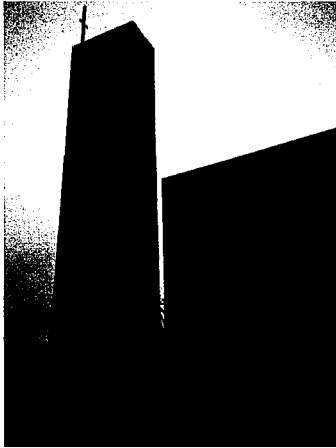
黒部川第二号発電所およびダム

1938年 / 富山

(<http://docomomojapan.com/structure/%e9%bb%92%e9%83%a8%e5%b7%9d%e7%ac%ac%e4%ba%8c%e5%8f%b7%e7%99%af%>)

040

大阪中央郵便局

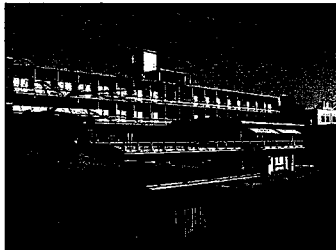


046

図書印刷株式会社原町工場（図書印刷沼津工場）

1954年 / 静岡

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%9b%b3%e6%9b%b8%e5%8d%b0%e5%88%b7%e6%a0%aa%e5%bc%8f%e4%bc%8e>)



047

国際文化会館

1955年（改修増築 2006年） / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%9b%bd%e9%9a%9b%e6%96%87%e5%8c%96%e4%bc%9a%e9%a4%a8/>)



048

熊本通信病院（くまもと森都総合病院）

1956年 / 熊本

(<http://docomomojapan.com/structure/%e7%86%8a%e6%9c%ac%e9%80%93%e4%bf%a1%e7%97%85%e9%99%a2%ef%bc%8d>)



049

浦邸

1956年 / 兵庫

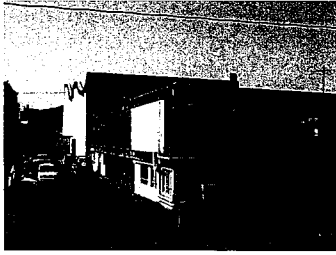
(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%b5%a6%e9%82%b8/>)

050

福島県教育会館

1956年 / 福島

(<http://docomomojapan.com/structure/%e7%a6%8f%e5%b3%b6%e7%9c%8c%e6%95%99%e8%82%b2%e4%bc%9a%e9%a4%8c>)



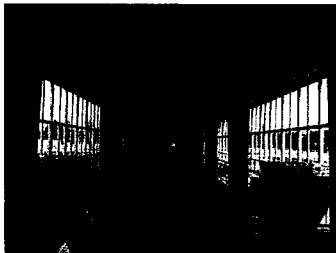
051

石津邸

1957年 / 東京



(<http://docomomojapan.com/structure/%e7%9f%b3%e6%b4%a5%e9%82%b8/>)



052

東京都水道局長沢浄水場

1957年（改修 2007年） / 神奈川

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e9%83%bd%e6%b0%b4%e9%81%93%e5%b1%80%e9%95%82%b8/>)



053

旭川市庁舎

1958年 / 北海道

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%97%ad%e5%b7%9d%e5%b8%82%e5%ba%81%e8%88%8e/>)



054

スカイハウス

1958年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e3%82%b9%e3%82%ab%e3%82%a4%e3%83%8f%e3%82%a6%e3%82%b9/>)



055

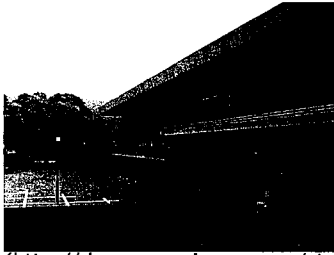
聖クララ教会（与那原カトリック教会）

1958年 / 沖縄

(<http://docomomojapan.com/structure/%e8%81%96%e3%82%af%e3%83%a9%e3%83%a9%e6%95%99%e4%bc%9a%ef%bc%82%b8/>)

056

日比谷電電ビル（NTTコミュニケーションズ本社ビル）



京都会館
1960年 / 京都

(<http://docomomojapan.com/structure/%e4%ba%ac%e9%83%bd%e4%bc%9a%e9%a4%a8/>)

063



尾崎記念会館（憲政記念館）
1960年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%b0%be%e5%b4%8e%e8%a8%98%e5%bf%b5%e4%bc%9a%e9%a4%a8%ef%bc%8>

064



名古屋大学豊田講堂
1960年（改修 2008年） / 愛知

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%90%8d%e5%8f%a4%e5%b1%8b%e5%a4%a7%e5%ad%a6%e8%b1%8a%e7%94%t>

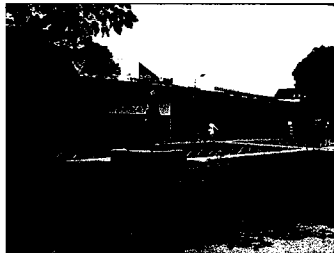
065



千里ニュータウン
1970年 / 大阪

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%8d%83%e9%87%8c%e3%83%8b%e3%83%a5%e3%83%bc%e3%82%bf%e3%82%b>

066



大原美術館分館
1961年 / 岡山

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%a4%a7%e5%8e%9f%e7%be%8e%e8%a1%93%e9%a4%a8%e5%88%86%e9%a4%a>

067



東京文化会館
1961年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e6%96%87%e5%8c%96%e4%bc%9a%e9%a4%a8/>)

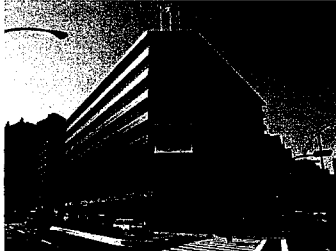
068



明治大学和泉キャンパス第二校舎

1960年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%98%8e%e6%b2%bb%e5%a4%a7%e5%ad%a6%e5%92%8c%e6%b3%89%e3%82%b0>)

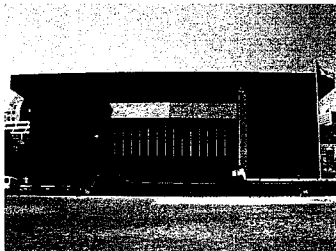


069

NCRビル (日本財団ビル)

1962年 (改修 2001年) / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/ncr%e3%83%93%e3%83%ab%ef%bc%88%e6%97%a5%e6%9c%ac%e8%b2%a1%e5%9b>)



070

長崎市公会堂

1962年 / 長崎

(<http://docomomojapan.com/structure/%e9%95%b7%e5%b4%8e%e5%b8%82%e5%85%ac%e4%bc%9a%e5%a0%82/>)



071

森の中の家

1962年 / 長野

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%a3%ae%e3%81%ae%e4%b8%ad%e3%81%ae%e5%ae%b6/>)



072

軽井沢新スタジオ

1962年 / 長野

(<http://docomomojapan.com/structure/%e8%bb%bd%e4%ba%95%e6%b2%a2%e6%96%b0%e3%82%b9%e3%82%bf%e3%82%b0>)



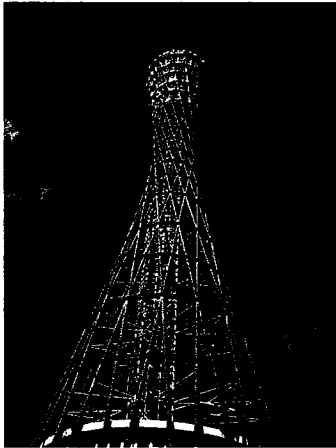
073

日本二十六聖人記念館 聖フィリッポ教会

1962年 / 長崎

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%97%a5%e6%9c%ac%e4%ba%8c%e5%8d%81%e5%85%ad%e8%81%96%e4%ba%8c>)

074



神戸ポートタワー

1963年 / 兵庫

(<http://docomomojapan.com/structure/%e7%a5%9e%e6%88%b8%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%82%bf%e3%83%>



075

三愛ドリームセンター

1962年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e4%b8%89%e6%84%9b%e3%83%89%e3%83%aa%e3%83%bc%e3%83%a0%e3%82%>



076

出雲大社庁の舎

1963年 / 島根

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%87%ba%e9%9b%b2%e5%a4%a7%e7%a4%be%e5%ba%81%e3%81%ae%e8%88%>



077

南山大学

1964年 / 愛知

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%8d%97%e5%b1%b1%e5%a4%a7%e5%ad%a6/>)



078

東光園

1964年 / 鳥取

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%9d%b1%e5%85%89%e5%9c%92/>)



079

東京カテドラル聖マリア大聖堂

1964年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e3%82%ab%e3%83%86%e3%83%89%e3%83%a9%e3%83%>)



080

百十四銀行本店

1966年 / 香川

(<http://docomomojapan.com/structure/%e7%99%be%e5%8d%81%e5%9b%9b%e9%8a%80%e8%a1%8c%e6%9c%ac%e5%ba%9>)



081

海のギャラリー

1966年（耐震改修 2004年） / 高知

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%b5%b7%e3%81%ae%e3%82%ae%e3%83%a3%e3%83%a9%e3%83%aa%e3%83%>)



082

大分県立中央図書館（大分市アートプラザ）

1966年（改修 1998年） / 大分

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%a4%a7%e5%88%86%e7%9c%8c%e7%ab%8b%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e5%9b%9>)



083

国立劇場

1966年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%9b%bd%e7%ab%8b%e5%8a%87%e5%a0%b4/>)

084

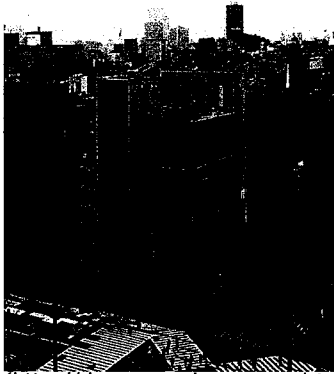
白の家



1966年（移築 2008年） / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e7%99%bd%e3%81%ae%e5%ae%b6/>)

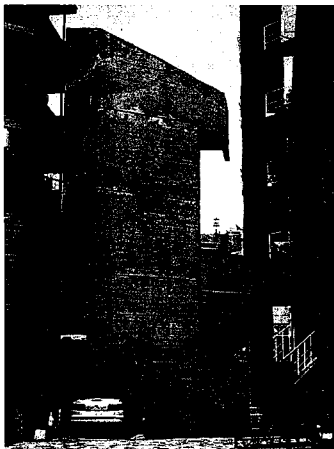
085



ソニービル

1966年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e3%82%bd%e3%83%8b%e3%83%bc%e3%83%93%e3%83%ab/>)

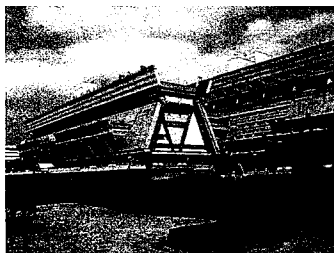


086

塔の家

1966年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%a1%94%e3%81%ae%e5%ae%b6/>)



087

国立京都国際会館

1966年 / 京都

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%9b%bd%e7%ab%8b%e4%ba%ac%e9%83%bd%e5%9b%bd%e9%9a%9b%e4%bc%>)



088

山梨文化会館

1966年 / 山梨

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%b1%b1%e6%a2%a8%e6%96%87%e5%8c%96%e4%bc%9a%e9%a4%a8/>)



089

寒河江市庁舎

1967年 / 山形

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%af%92%e6%b2%b3%e6%b1%9f%e5%b8%82%e5%ba%81%e8%88%8e/>)



090

札幌の家・自邸

1968年 / 北海道

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%9c%ad%e5%b9%8c%e3%81%ae%e5%ae%b6%e3%83%bb%e8%87%aa%e9%82%l>)



091

新宿駅西口広場・駐車場

1967年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%96%b0%e5%ae%bf%e9%a7%85%e8%a5%bf%e5%8f%a3%e5%ba%83%e5%a0%b>)



092

親和銀行本店

1期1966年2期1969年 / 長崎

(<http://docomomojapan.com/structure/%e8%a6%aa%e5%92%8c%e9%8a%80%e8%a1%8c%e6%9c%ac%e5%ba%97/>)



093

坂出市人工土地

1968年 / 香川

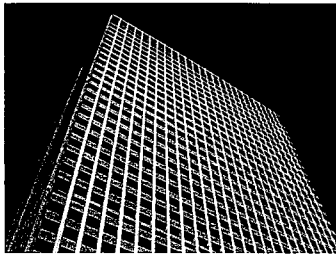
(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%9d%82%e5%87%ba%e5%b8%82%e4%ba%ba%e5%b7%a5%e5%9c%9f%e5%9c%l>)

094

霞ヶ関ビル

1968年 (改修増築 2009年) / 東京

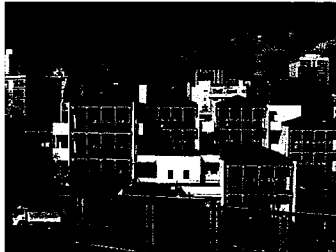
(<http://docomomojapan.com/structure/%e9%9c%9e%e3%81%8c%e9%96%a2%e3%83%93%e3%83%ab/>)



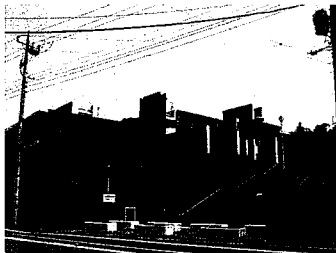
095

普連土学園

1968年 / 東京



(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%99%ae%e9%80%a3%e5%9c%9f%e5%ad%a6%e5%9c%92/>)



096

千葉県立中央図書館, 千葉県文化会館および聖賢堂を含む千葉文化の森

千葉県文化会館・聖賢堂1967, 千葉県立図書館 1968 / 千葉

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%8d%83%e8%91%89%e7%9c%8c%e7%ab%8b%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e5%9b%>)



097

佐賀県立博物館

1969年 / 佐賀

(<http://docomomojapan.com/structure/%e4%bd%90%e8%b3%80%e7%9c%8c%e7%ab%8b%e5%8d%9a%e7%89%a9%e9%a4%>)



098

シトー会西宮の聖母修道院 (西宮トラピスチヌ修道院)

1969年 / 兵庫

(<http://docomomojapan.com/structure/%e3%82%b7%e3%83%88%e3%83%bc%e4%bc%9a%e8%a5%bf%e5%ae%ae%e3%81%a>)



099

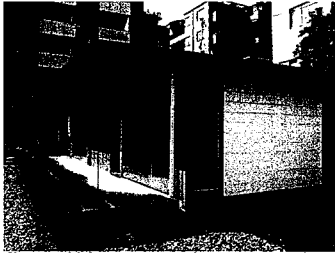
代官山ヒルサイドテラス第1期, および第2期以降, ヒルサイドウエスト

1969~ / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e4%bb%a3%e5%ae%98%e5%b1%b1%e3%83%92%e3%83%ab%e3%82%b5%e3%82%>)

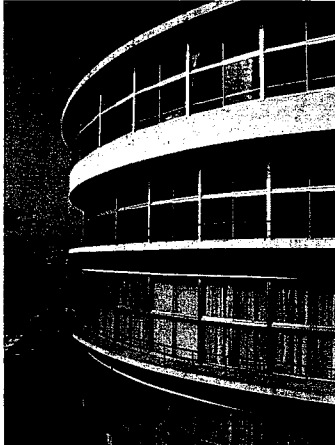
104

作新学院円形体育館 (作新学院高等学校円形体育館)



上小沢邸
1959年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e4%b8%8a%e5%b0%8f%e6%b2%a2%e9%82%b8/>)



107
明倫学園円形校舎（横浜清風高校円形講堂）
1959年 / 神奈川

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%98%8e%e5%80%ab%e5%ad%a6%e5%9c%92%e5%86%86%e5%bd%a2%e6%a0%>)



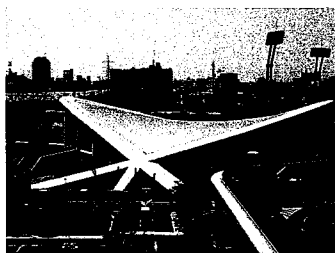
108
九州工業大学記念講堂および事務棟
1960年 / 福岡

(<http://docomomojapan.com/structure/%e4%b9%9d%e5%b7%9e%e5%b7%a5%e6%a5%ad%e5%a4%a7%e5%ad%a6%e8%a8%>)



109
大和文華館
1961年 / 奈良

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%a4%a7%e5%92%8c%e6%96%87%e8%8f%af%e9%a4%a8/>)



110
新潟市体育館
1961年 / 新潟

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%96%b0%e6%bd%9f%e5%b8%82%e4%bd%93%e8%82%b2%e9%a4%a8/>)

111
駒沢公園体育館・管制塔
1964年（体育館改修 1993年） / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e9%a7%92%e6%b2%a2%e5%85%ac%e5%9c%92%e4%bd%93%e8%82%b2%e9%a4%>)

1957年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e9%83%bd%e7%ab%8b%e6%97%a5%e6%af%94%e8%b0%t>)

118

日本生命日比谷ビル・日生劇場

1963年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%97%a5%e6%9c%ac%e7%94%9f%e5%91%bd%e6%97%a5%e6%af%94%e8%b0%b>)

119

川合健二郎

1966年 / 愛知

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%b7%9d%e5%90%88%e5%81%a5%e4%ba%8c%e9%82%b8/>)

120

都城市民会館

1966年 / 宮崎

(<http://docomomojapan.com/structure/%e9%83%bd%e5%9f%8e%e5%b8%82%e6%b0%91%e4%bc%9a%e9%a4%a8/>)

121

那覇市民会館

1967年 / 沖縄

(<http://docomomojapan.com/structure/%e9%82%a3%e8%a6%87%e5%b8%82%e6%b0%91%e4%bc%9a%e9%a4%a8/>)

122

愛知県立芸術大学

1971年 / 愛知

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%84%9b%e7%9f%a5%e7%9c%8c%e7%ab%8b%e8%8a%b8%e8%a1%93%e5%a4%e>

123

中銀カプセルタワービル

1972年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e4%b8%ad%e9%8a%80%e3%82%ab%e3%83%97%e3%82%bb%e3%83%ab%e3%82%>

124

反住器

1972年 / 北海道

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%8f%8d%e4%bd%8f%e5%99%a8/>)

125

住吉の長屋

1976年 / 大阪

(<http://docomomojapan.com/structure/%e4%bd%8f%e5%90%89%e3%81%ae%e9%95%b7%e5%b1%8b/>)

143

武蔵野美術大学アトリ棟（武蔵野美術大学4号館），および正門、本館、中央広場、デザイン棟、美術資料図書館、鷹

1966年 / 宮城

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%8f%a4%e5%b7%9d%e5%b8%82%e6%b0%91%e4%bc%9a%e9%a4%a8%ef%bc%8>

135

フロム・ファーストビル

1975年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e3%83%95%e3%83%ad%e3%83%a0%e3%83%bb%e3%83%95%e3%82%a1%e3%83%>

136

高津邸

1934年 / 兵庫

(<http://docomomojapan.com/structure/%e9%ab%98%e6%b4%a5%e9%82%b8/>)

137

梅月堂 (YT梅月館)

1936年 / 山形

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%a2%85%e6%9c%88%e5%a0%82%ef%bc%88yt%e6%a2%85%e6%9c%88%e9%a4%>

138

馬場氏烏山別邸 (第一生命相樂園光風亭)

1937年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e9%a6%ac%e5%a0%b4%e6%b0%8f%e7%83%8f%e5%b1%b1%e5%88%a5%e9%82%b>

139

松井田町役場 (松井田町文化財資料室)

1956年 / 群馬

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%9d%be%e4%ba%95%e7%94%b0%e7%94%ba%e5%bd%b9%e5%a0%b4%ef%bc%t>

140

鳴門市庁舎および鳴門市民会館

1961年 市庁舎1963年 / 徳島

(<http://docomomojapan.com/structure/%e9%b3%b4%e9%96%80%e5%b8%82%e5%ba%81%e8%88%8e%e3%81%8a%e3%82%>

141

芦屋市民会館 (芦屋市民センター)

1963年 / 兵庫

(<http://docomomojapan.com/structure/%e8%8a%a6%e5%b1%8b%e5%b8%82%e6%b0%91%e4%bc%9a%e9%a4%a8%ef%bc%8>

142

東京芸術大学 (図書館・絵画棟・彫刻棟)

図書館1964年 絵画棟1968年 彫刻棟1971年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e8%8a%b8%e8%a1%93%e5%a4%a7%e5%ad%a6%ef%bc%8>

144

まつかわ・ほつくす

第1期1971年 第2期1978年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e3%81%be%e3%81%a4%e3%81%8b%e3%82%8f%e3%83%bb%e3%81%bc%e3%81%a>

145

幻庵

1975年 / 愛知

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%b9%bb%e5%ba%b5/>)

146

佐世保無線電信所（針尾送信所）無線塔 1号塔・2号塔・3号塔および通信局舎（佐世保海上保安部針尾送信所）

1922年 / 長崎

(<http://docomomojapan.com/structure/%e4%bd%90%e4%b8%96%e4%bf%9d%e7%84%a1%e7%b7%9a%e9%9b%bb%e4%bf%e>

147

長者原発電所

1939年 / 山形

(<http://docomomojapan.com/structure/%e9%95%b7%e8%80%85%e5%8e%9f%e7%99%ba%e9%9b%bb%e6%89%80/>)

148

正面のない家（H邸）

1962年 / 兵庫

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%ad%a3%e9%9d%a2%e3%81%ae%e3%81%aa%e3%81%84%e5%ae%b6%ef%bc%8>

149

第3スカイビル（ニュースカイビル）

1970年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e7%ac%ac%ef%bc%93%e3%82%b9%e3%82%ab%e3%82%a4%e3%83%93%e3%83%e>

152

別府市公会堂（現 別府市中央公民館）

1928年 / 大分

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%88%a5%e5%ba%9c%e5%b8%82%e5%85%ac%e4%bc%9a%e5%a0%82%ef%bc%8%e5%88%a5%e5%ba%9c%e5%b8%82%e4%b8%ad%e5%a4%ae%e5%85%ac%e6%b0%91%e9%a4%a8%ef%bc%89/>)

150

所沢聖地霊園礼拝堂・納骨堂

1973年 / 埼玉

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%89%80%e6%b2%a2%e8%81%96%e5%9c%b0%e9%9c%8a%e5%9c%92%e7%a4%>

151

浴風園（現 社会福祉法人浴風会本館）

1926年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%b5%b4%e9%a2%a8%e5%9c%92%ef%bc%88%e7%8f%be-%e7%a4%be%e4%bc%9a%e7%a6%8f%e7%a5%89%e6%b3%95%e4%ba%ba%e6%b5%b4%e9%a2%a8%e4%bc%9a%e6%9c%>

154

([http://docomomojapan.com/structure/%e5%a4%a7%e9%98%aa%e6%96%b0%e6%ad%8c%e8%88%9e%e4%bc%8e%e5%ba%";](http://docomomojapan.com/structure/%e5%a4%a7%e9%98%aa%e6%96%b0%e6%ad%8c%e8%88%9e%e4%bc%8e%e5%ba%)

162

ポーラ五反田ビル

1971年 / 東京

([http://docomomojapan.com/structure/%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%a9%e4%ba%94%e5%8f%8d%e7%94%b0%e3%83%";](http://docomomojapan.com/structure/%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%a9%e4%ba%94%e5%8f%8d%e7%94%b0%e3%83%)

163

瀬戸内海歴史民俗資料館

1973年 / 香川

([http://docomomojapan.com/structure/%e7%80%ac%e6%88%b8%e5%86%85%e6%b5%b7%e6%ad%b4%e5%8f%b2%e6%b0%";](http://docomomojapan.com/structure/%e7%80%ac%e6%88%b8%e5%86%85%e6%b5%b7%e6%ad%b4%e5%8f%b2%e6%b0%)

164

福岡銀行本店

1975年 / 福岡

([http://docomomojapan.com/structure/%e7%a6%8f%e5%b2%a1%e9%8a%80%e8%a1%8c%e6%9c%ac%e5%ba%97/"\);](http://docomomojapan.com/structure/%e7%a6%8f%e5%b2%a1%e9%8a%80%e8%a1%8c%e6%9c%ac%e5%ba%97/)

165

甲子園ホテル (現 武庫川女子大学甲子園会館)

1930年 / 兵庫

([http://docomomojapan.com/structure/%e7%94%b2%e5%ad%90%e5%9c%92%e3%83%9b%e3%83%86%e3%83%ab%ef%bc%";](http://docomomojapan.com/structure/%e7%94%b2%e5%ad%90%e5%9c%92%e3%83%9b%e3%83%86%e3%83%ab%ef%bc%)

166

御影町公会堂

1933年 / 兵庫

([http://docomomojapan.com/structure/%e5%be%a1%e5%bd%b1%e7%94%ba%e5%85%ac%e4%bc%9a%e5%a0%82/"\);](http://docomomojapan.com/structure/%e5%be%a1%e5%bd%b1%e7%94%ba%e5%85%ac%e4%bc%9a%e5%a0%82/)

167

東大付属植物園本館 (現 小石川植物園本館)

1939年 / 東京

([http://docomomojapan.com/structure/%e6%9d%b1%e5%a4%a7%e4%bb%98%e5%b1%9e%e6%a4%8d%e7%89%a9%e5%9c%92%e6%9c%ac%e9%a4%a8%ef%bc%89/"\);](http://docomomojapan.com/structure/%e6%9d%b1%e5%a4%a7%e4%bb%98%e5%b1%9e%e6%a4%8d%e7%89%a9%e5%9c%92%e6%9c%ac%e9%a4%a8%ef%bc%89/)

168

岩波熱海別邸(借櫛荘)

1941年 (改修 2011年) / 静岡

([http://docomomojapan.com/structure/%e5%b2%a9%e6%b3%a2%e7%86%b1%e6%b5%b7%e5%88%a5%e9%82%b8%e6%83%";](http://docomomojapan.com/structure/%e5%b2%a9%e6%b3%a2%e7%86%b1%e6%b5%b7%e5%88%a5%e9%82%b8%e6%83%)

169

今治市庁舎・公会堂・市民会館

1958年 (今治市庁舎・公会堂) 1965年 (市民会館) / 愛媛

([http://docomomojapan.com/structure/%e4%bb%8a%e6%b2%bb%e5%b8%82%e5%ba%81%e8%88%8e%e3%83%bb%e5%85%";](http://docomomojapan.com/structure/%e4%bb%8a%e6%b2%bb%e5%b8%82%e5%ba%81%e8%88%8e%e3%83%bb%e5%85%)

170

世田谷区役所・区民会館 (現 世田谷区役所第一庁舎・世田谷区民会館)

1959年（世田谷区民会館） 1961年（世田谷区役所） / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e4%b8%96%e7%94%b0%e8%b0%b7%e5%8c%ba%e5%bd%b9%e6%89%80%e3%83%ef%bc%88%e7%8f%be-%e4%b8%96%e7%94%b0%e8%b0%b7%e5%8c%ba%e5%bd%b9%e6%89%80%e7%ac%ac%e4%b8%>)

171

武蔵嵐山カントリークラブ（現 嵐山カントリー倶楽部）

1961年 / 埼玉

([http://docomomojapan.com/structure/%e6%ad%a6%e8%94%b5%e5%b5%90%e5%b1%b1%e3%82%ab%e3%83%b3%e3%83%88%e3%83%aa%e3%83%bc%e5%80%](http://docomomojapan.com/structure/%e6%ad%a6%e8%94%b5%e5%b5%90%e5%b1%b1%e3%82%ab%e3%83%b3%e3%83%ef%bc%88%e7%8f%be-%e5%b5%90%e5%b1%b1%e3%82%ab%e3%83%b3%e3%83%88%e3%83%aa%e3%83%bc%e5%80%))

172

倉敷国際ホテル

1963年 / 岡山

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%80%89%e6%95%b7%e5%9b%bd%e9%9a%9b%e3%83%9b%e3%83%86%e3%83%>)

173

枚岡市庁舎（現 東大阪市旭町庁舎）

1964年 / 大阪

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%9e%9a%e5%b2%a1%e5%b8%82%e5%ba%81%e8%88%8e%ef%bc%88%e7%8f%b%e6%9d%b1%e5%a4%a7%e9%98%aa%e5%b8%82%e6%97%ad%e7%94%ba%e5%ba%81%e8%88%8e%ef%bc%89/>)

174

広島基町・長寿園高層アパート（現 広島市宮基町第18・第19・第20アパート、広島県宮長寿 園北高層住宅1号館・南

1969-78年 / 広島

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%ba%83%e5%b3%b6%e5%9f%ba%e7%94%ba%e3%83%bb%e9%95%b7%e5%af%t%e7%8f%be-%e5%ba%83%e5%b3%b6%e5%b8%82%e5%96%b6%e5%9f%ba%e7%94%ba/>)

175

星製菓商業学校（現 星薬科大学本館）

1924年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%98%9f%e8%a3%bd%e8%96%ac%e5%95%86%e6%a5%ad%e5%ad%a6%e6%a0%e%ef%bc%88%e7%8f%be-%e6%98%9f%e8%96%ac%e7%a7%91%e5%a4%a7%e5%ad%a6%e6%9c%ac%e9%a4%a8%ef%bc%89/>)

176

内藤多仲邸（現 内藤多仲博士記念館）

1926年 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%86%85%e8%97%a4%e5%a4%9a%e4%bb%b2%e9%82%b8-%ef%bc%88%e7%8f%e5%86%85%e8%97%a4%e5%a4%9a%e4%bb%b2%e5%8d%9a%e5%a3%ab%e8%a8%98%e5%bf%b5%e9%a4%a8%ef%bc%>)

177

兵庫駅

1930年 / 兵庫

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%85%b5%e5%ba%ab%e9%a7%85/>)

178

慶応義塾寄宿舍（現 慶応義塾大学日吉寄宿舍）

1937年 / 神奈川

187

藤村記念堂

1947 / 岐阜

(<http://docomomojapan.com/structure/%e8%97%a4%e6%9d%91%e8%a8%98%e5%bf%b5%e5%a0%82/>)

188

東京日仏学院 (現アンスティチュ・フランセ東京)

1951 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e6%97%a5%e4%bb%8f%e5%ad%a6%e9%99%a2-%ef%bc%88%e7%8f%be%e3%82%a2%e3%83%b3%e3%82%b9%e3%83%86%e3%82%a3%e3%83%81%e3%83%a5%e3%83%>

189

在沖米国軍陸軍病院 (現 在沖米国軍海軍病院)

1955 / 沖縄

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%9c%a8%e6%b2%96%e7%b1%b3%e5%9b%bd%e8%bb%8d%e9%99%b8%e8%bb%e5%9c%a8%e6%b2%96%e7%b1%b3%e5%9b%bd%e8%bb%8d%e6%b5%b7%e8%bb%8d%e7%97%85%e9%99%a2%ef%bc%88%e7%8f%be-%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%b7%a5%e6%a5%ad%e5%a4%a7%e5%ad%a6%e5%89%l>

190

東京工業大学創立70年記念講堂 (現 東京工業大学創立70周年記念講堂)

1955 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%b7%a5%e6%a5%ad%e5%a4%a7%e5%ad%a6%e5%89%l>

191

岡山県庁舎

1957 / 岡山

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%b2%a1%e5%b1%b1%e7%9c%8c%e5%ba%81%e8%88%8e/>)

192

江津市庁舎

1962 / 島根

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%b1%9f%e6%b4%a5%e5%b8%82%e5%ba%81%e8%88%8e/>)

193

大津市庁舎 (現 大津市庁舎本館・別館)

1967 / 滋賀

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%a4%a7%e6%b4%a5%e5%b8%82%e5%ba%81%e8%88%8e-%e7%8f%be-%e5%a4%a7%e6%b4%a5%e5%b8%82%e5%ba%81%e8%88%8e%e6%9c%ac%e9%a4%a8%e3%83%bb%e5%88%a5%e9%a4%>

194

京都信用金庫修学院支店

1971 / 京都

(<http://docomomojapan.com/structure/%e4%ba%ac%e9%83%bd%e4%bf%a1%e7%94%a8%e9%87%91%e5%ba%ab%e4%bf%a>

195

京都大学創立70周年記念体育館 (現 京都大学総合体育館)

1972 / 京都

(<http://docomomojapan.com/structure/%e4%ba%ac%e9%83%bd%e5%a4%a7%e5%ad%a6%e5%89%b5%e7%ab%8b70%e5%91%e7%8f%be-%e4%ba%ac%e9%83%bd%e5%a4%a7%e5%ad%a6%e7%b7%8f%e5%90%88%e4%bd%93/>)

196

日野市立中央図書館

1973 / 東京

(

197

今帰仁村中央公民館

1975 / 沖縄

(

198

三岸好太郎・節子アトリエ

1934 / 東京

(

199

国際基督教大学ディッフエンドルフアー記念館

1958 / 東京

(

199

国際基督教大学の建築群 (本館、ディッフエンドルフアー記念館、教会堂、図書館、理学館)

1944-1972 / 東京

(

200

社会保険横浜中央病院 (現 地域医療機能推進機構 (JCHO) 横浜中央病院)

1960 / 神奈川

(

201

宮津市庁舎

1962 / 京都

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%ae%ae%e6%b4%a5%e5%b8%82%e5%ba%81%e8%88%8e/>)

202

小原流家元会館ほか (現 小原流盛花記念センターほか)

1962 / 兵庫

(

203

親和銀行大波止支店

1963 / 長崎

(

204

紀伊国屋ビルディング

1964 / 東京

(

205

全日本海員組合本部会館

1964 / 東京

(

206

大阪府臨海スポーツセンター

1972 / 大阪

(

207

レジデンシャルホテル ムーンビーチ (現 ホテルムーンビーチ)

1975 / 沖縄

(

208

熊本県立美術館

1977 / 熊本

(

209

清心高等女学校 (現：ノートルダム清心女子大学 ノートルダムホール本館・東棟)

1929 / 岡山

(

210

千住郵便局電話事務室(現：NTT東日本 千住ビル)

1929 / 東京

(

211

沼津市本通防火建築帯

1953,54 / 静岡

(

212

鳥取県倉吉市立明倫小学校（現：円形劇場くらしフィギュアミュージアム）

1955 / 鳥取

(<http://docomomojapan.com/structure/%e9%b3%a5%e5%8f%96%e7%9c%8c%e5%80%89%e5%90%89%e5%b8%82%e7%ab%ef%bc%88%e7%8f%be%ef%bc%9a%e5%86%86%e5%bd%a2%e5%8a%87%e5%a0%b4%e3%81%8f%e3%82%89%e3%82%8>)

213

横浜市庁舎

1959 / 神奈川

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%a8%aa%e6%b5%9c%e5%b8%82%e5%ba%81%e8%88%8e/>)

214

ルーテル神学大学（現：ルーテル学院大学）

1963 / 東京

(<http://docomomojapan.com/structure/%e3%83%ab%e3%83%bc%e3%83%86%e3%83%ab%e7%a5%9e%e5%ad%a6%e5%a4%ef%bc%88%e7%8f%be%ef%bc%9a%e3%83%ab%e3%83%bc%e3%83%86%e3%83%ab%e5%ad%a6%e9%99%a2%e5%a4%a>)

215

埼玉会館

1966 / 埼玉

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%9f%bc%e7%8e%89%e4%bc%9a%e9%a4%a8/>)

216

鳴門市文化会館，鳴門市勤労青少年ホーム，鳴門市老人福祉センター（現：鳴門市文化会館，健康福祉交流センター）

1975～ / 徳島

(<http://docomomojapan.com/structure/%e9%b3%b4%e9%96%80%e5%b8%82%e6%96%87%e5%8c%96%e4%bc%9a%e9%a4%a>)

217

京都帝国大学阿蘇火山研究所（現・京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設 火山研究センター）

1928 / 熊本県

(<http://docomomojapan.com/structure/%e4%ba%ac%e9%83%bd%e5%b8%9d%e5%9b%bd%e5%a4%a7%e5%ad%a6%e9%98%e7%8f%be%e3%83%bb%e4%ba%ac%e9%83%bd%e5%a4%a7%e5%ad%a6%e5%a4%a7%e5%ad%a6%e9%99%a2/>)

218

不二家洋菓子舗（現・不二家 横浜センター店）

1937 / 神奈川

(<http://docomomojapan.com/structure/%e4%b8%8d%e4%ba%8c%e5%ae%b6%e6%b4%8b%e8%8f%93%e5%ad%90%e8%88%e6%a8%aa%e6%b5%9c%e3%82%bb%e3%83%b3%e3%82%bf%e3%83%bc%e5%ba%97%ef%bc%89/>)

219

関西大学千里山キャンパスにおける村野藤吾建物群

1949-1980 / 大阪

(<http://docomomojapan.com/structure/%e9%96%a2%e8%a5%bf%e5%a4%a7%e5%ad%a6%e5%8d%83%e9%87%8c%e5%b1%t>)

220

岩国徴古館（現：市立岩国徴古館）

1945 / 山口

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%b2%a9%e5%9b%bd%e5%be%b4%e5%8f%a4%e9%a4%a8%ef%bc%88%e7%8f%b1>)

230

島根県庁周辺建築群(島根県立博物館・島根県庁舎・島根県民会館・島根県立図書館・島根県立武道館)

1958-1970 / 島根

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%b3%b6%e6%a0%b9%e7%9c%8c%e5%ba%81%e5%91%a8%e8%be%ba%e5%bb%l>)

231

倉敷レイヨン富山アパート（現：岩瀬スポーツ公園庭球場管理棟）

1961 / 富山

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%80%89%e6%95%b7%e3%83%ac%e3%82%a4%e3%83%a8%e3%83%b3%e5%af%:>

232

日生町庁舎(現：備前市役所 日生総合支所)

1960 / 岡山

([%e6%97%a5%e7%94%9f%e7%94%ba%e5%ba%81%e8%88%8e%e7%8f%be%ef%bc%9:](http://docomomojapan.com/structure/%e6%97%a5%e7%94%9f%e7%94%ba%e5%ba%81%e8%88%8e%e7%8f%be%ef%bc%9:)

233

熊本大学学生会館 東光会館

1965-1966 / 熊本

(<http://docomomojapan.com/structure/%e7%86%8a%e6%9c%ac%e5%a4%a7%e5%ad%a6%e5%ad%a6%e7%94%9f%e4%bc%9>

234

岩手県営体育館

1967 / 岩手

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%b2%a9%e6%89%8b%e7%9c%8c%e5%96%b6%e4%bd%93%e8%82%b2%e9%a4%>

235

長岡市立互尊文庫

1967 / 新潟

(<http://docomomojapan.com/structure/%e9%95%b7%e5%b2%a1%e5%b8%82%e7%ab%8b%e4%ba%92%e5%b0%8a%e6%96%>

236

蒲郡市民体育館（現：蒲郡市民体育センター）

1968 / 愛知

(<http://docomomojapan.com/structure/%e8%92%b2%e9%83%a1%e5%b8%82%e6%b0%91%e4%bd%93%e8%82%b2%e9%a4%>

237

大栄ビルディング（現：アーク栄東海ビル）

1973 / 愛知

(<http://docomomojapan.com/structure/%e5%a4%a7%e6%a0%84%e3%83%93%e3%83%ab%e3%83%82%e3%83%b3%e3%82%>

238

新大阪駅

1964 / 大阪

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%96%b0%e5%a4%a7%e9%98%aa%e9%a7%85/>)

248

神奈川県住宅供給公社 竹山団地 センターゾーン

1970 / 神奈川

(<http://docomomojapan.com/structure/%e7%a5%9e%e5%a5%88%e5%b7%9d%e7%9c%8c%e4%bd%8f%e5%ae%85%e4%be%e7%ab%b9%e5%b1%b1%e5%9b%a3%e5%9c%b0-%e3%82%bb%e3%83%b3%e3%82%bf%e3%83%bc%e3%82%be%e3%83%t>)

249

愛知県緑化センター

1975 / 愛知

(<http://docomomojapan.com/structure/%e6%84%9b%e7%9f%a5%e7%9c%8c%e7%b7%91%e5%8c%96%e3%82%bb%e3%83%t>)

250

三春町民体育館

1978 / 福島

(<http://docomomojapan.com/structure/%e4%b8%89%e6%98%a5%e7%94%ba%e6%b0%91%e4%bd%93%e8%82%b2%e9%a4%t>)

documentation and conservation of buildings, sites and neighbourhoods of the modern movement

当サイトに掲載されている写真や記事の無断使用及び転載はご遠慮下さい。

Please refrain from unauthorized use the reprint of the photograph and the article published in this site.

©docomomo japan

行政事件訴訟法

第4版

原編著
南 博方
編 集
高橋 滋
市村陽典
山本隆司

弘文堂

甲第
28
号証

- 3 手続的違法の主張に係る証明責任
- 4 納税者による確定申告の過誤の主張に係る証明責任

第2章 抗告訴訟

第1節 取消訴訟

- 第8条 処分の取消しの訴えと審査請求との関係 薄井一成 267
 - 1 審査請求前置の意義
 - 2 審査請求前置の要否
 - 3 審査請求前置の充足・不充足
 - 4 審査請求手続の省略
 - 5 訴訟手続の中止
- 第9条 原告適格 定塚 誠・澤村智子 290
 - 1 意義、沿革
 - 2 9条1項にいう「取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者」について
 - 3 第三者の原告適格
 - 4 狭義の訴えの利益
- 第10条 取消しの理由の制限 長屋文裕 318
 - 1 本条の趣旨
 - 2 本条の効果
 - 3 本条1項の意義
 - 4 本条2項の意義

第11条 被告適格等 村田青志 339

- 1 本条の沿革
- 2 11条1項
- 3 11条2項
- 4 11条3項
- 5 11条4項
- 6 11条5項
- 7 11条6項
- 8 地方公共団体の行政庁がした処分または裁決に関する抗告訴訟等における代表者
- 9 民衆訴訟・機関訴訟の被告適格の扱い
- 10 被告適格に関する平成16年改正に伴う経過措置

第12条 管轄 仲野武志 357

- 1 管轄(概説)
- 2 一般管轄(本条1項)
- 3 特別管轄(概説)
- 4 本条2項
- 5 本条3項
- 6 本条4項
- 7 本条5項

第13条 関連請求に係る訴訟の移送 藤山雅行 374

- 1 立法趣旨等
- 2 本条の適用範囲
- 3 関連請求の範囲
- 4 移送の手続および判断
- 5 移送を受けた事件の取扱い
- 6 民訴法による移送との関係

第14条 出訴期間 深山卓也 386

- 1 本条の趣旨等
- 2 1項の解釈
- 3 2項の解釈
- 4 3項の解釈
- 5 出訴期間と訴えの提起時期
- 6 出訴期間の特例

第15条 被告を誤った訴えの救済 村田青志 402

- 1 本条の趣旨等
- 2 被告変更の要件
- 3 被告変更の手続
- 4 被告変更許可決定の効果
- 5 本条の準用

第16条 請求の客観的併合 市村陽典 415

- 1 本条の趣旨
- 2 併合の要件
- 3 併合の形態
- 4 併合の手続
- 5 併合の効果
- 6 併合の要件が欠缺している場合の取扱い

- 7 弁論の併合・分離
- 第17条 共同訴訟 市村陽典 428
 - 1 本条の趣旨
 - 2 併合の要件
 - 3 併合の形態
 - 4 併合の手続
 - 5 併合の効果
 - 6 併合の要件が欠缺している場合の取扱い
 - 7 弁論の併合・分離
- 第18条 第三者による請求の追加的併合 市村陽典 434
 - 1 本条の趣旨
 - 2 併合の要件
 - 3 併合の手続
 - 4 併合の効果
 - 5 併合の要件が欠缺している場合の取扱い
- 第19条 原告による請求の追加的併合 市村陽典 438
 - 1 本条の趣旨
 - 2 併合の要件
 - 3 併合の手続
 - 4 併合の効果
 - 5 併合の要件が欠缺している場合の取扱い
 - 6 2項——民訴法143条の規定の例による訴えの変更(民訴法143条の準用)
- 第20条 原告による請求の追加的併合 市村陽典 448
 - 1 本条の趣旨
 - 2 本条の要件
 - 3 本条の効果
- 第21条 国又は公共団体に対する請求への訴えの変更 市村陽典 451
 - 1 本条の趣旨
 - 2 1項による訴えの変更の要件
 - 3 1項による訴えの変更の手続
 - 4 1項による訴えの変更の効果
- 第22条 第三者の訴訟参加 神橋一彦 457
 - 1 実質的紛争当事者と訴訟当事者の異同
 - 2 訴訟参加の意義・目的
 - 3 訴訟参加の要件
 - 4 訴訟参加の手続
 - 5 訴訟参加人の地位
 - 6 訴訟参加の効果
 - 7 民事訴訟法の規定する訴訟参加との関係
 - 8 その他の抗告訴訟への準用
- 第23条 行政庁の訴訟参加 門脇雄貴 474
 - 1 本条の趣旨
 - 2 適用場面
 - 3 経緯
 - 4 参加の手続・要件
 - 5 参加の性質・効果
- 第23条の2 積明処分の特則 菅野博之 479
 - 1 概説
 - 2 制度の性格
 - 3 本条による積明処分の要件
 - 4 本条による積明処分の手続
 - 5 本条の積明処分の効力
 - 6 実務上の問題点
 - 7 実務における運用状況
- 第24条 職権証拠調べ 藤山雅行 491
 - 1 立法趣旨等
 - 2 本条の適用範囲
 - 3 職権証拠調べの必要性
 - 4 職権証拠調べの手続
 - 5 当事者の意見陳述
 - 6 文書提出命令について
- 第25条 執行停止 八木一洋 501
 - 1 概説
 - 2 執行停止の要件(概観)
 - 3 執行停止の手続的要件
 - 4 執行停止の実体的要件(その1)「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要がある」こと
 - 5 執行停止の実体的要件(その2)執行停止の消極的要件

法が公正な競争秩序の維持を目的とする独禁法と同様の目的を有するものである旨判示している。また、前掲新潟空港事件判決は、定期空港運送事業免許の根拠法令である航空法の規定に加え、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律を関連法規であるとし、上記免許の審査は、同法の航空機の騒音による障害の防止の趣旨をも踏まえて行われることが求められるとして、これを飛行場周辺に居住する者が航空機の騒音によって著しい障害を受けないという利益が法律上保護された利益であるとする根拠の1つにしている。

(イ) 利益の内容および性質 判例は、従来から、原告が主張する利益が当該処分の根拠法規が法的に保護している利益に当たるか否かを検討するに当たり、当該利益の内容および性質を考慮し、その際には、当該処分が根拠法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容および性質や、これが害される態様および程度という平成16年改正後の9条2項が考慮要素として明示したものを考慮してきた。この場合には、当該利益の内容および性質を考慮することから上記アの根拠法規の趣旨を推し量るというプロセスがたどられているのが一般的である。害されることとなる利益という観点からは、次のような整理をすることができ。

(i) 違法な処分がされた場合に周辺住民の生命、身体、安全等が脅かされるおそれがあり、かつ、その周辺住民の範囲を特定できるときは、根拠法規の趣旨、目的を柔軟に解釈し、個人の利益保護の趣旨が含まれているとして、その一定の範囲の者に原告適格を肯定する傾向にある（前掲がけ崩れ事件判決、前掲最判平14・1・22、前掲最判昭60・12・17、前掲もんじゅ事件判決）。他方で、生命、身体、安全等が脅かされるおそれがあるとしても、その利益の主体がその範囲を特定できないような一般消費者の場合には、原告適格を否定する傾向にある（前掲ジュース表示事件）。

(ii) 違法な処分がされた場合に周辺住民の健康なしい生活環境が阻害されるおそれがあるときにも、根拠法規が当該利益を個人個人の個別的利益としても保護すべきとする趣旨を含むと解釈して、一定の範囲の者に原告適格を肯定する傾向がある（前掲新潟空港事件判決、前掲最判平14・3・28）。平成16年改正後の小田急高架訴訟判決もここに分類される。

前 違法な処分がされた場合に被る不利益が、日常生活や社会・経済生活上の不利益である場合には、処分の根拠法規等を参酌し、根拠法規に当該利益を個別的利益として保護する趣旨が含まれるか否かを個別具体的に判断する傾向がある。

例えば、前掲最判昭62・11・24は、里道が原告に個別的具体的に判断する利益をもたらしている、その用途廃止により原告の生活に著しい支障が生ずる場合には、原告適格を肯定する余地を認めたものであるし、前掲最判平6・9・27も、距離制限の範囲内にある病院等の施設設置者は、風俗営業の許可により診療所等の施設を運営する利益

を害されるおそれがあるところ、風営法は当該利益を保護する趣旨を含むものとしたものである。

他方で、財産上の利益が害されるにすぎない場合（前掲最判昭60・12・17における公有水面の周辺の水面において漁業を営む権利を有するにすぎない者、前掲最判平元・4・13における鉄道の利用者としての契約上の地位にある者、前掲最判平19・10・19における病院の開設地付近で医療施設を開設する者）や、良好な都市環境、風俗環境、衛生環境などが害されることとする場合（前掲最判平10・12・17、前掲最判平12・3・17）などについては、当該処分の根拠法令は、個人個人の個別的利益を保護する趣旨を含むものではないとして原告適格を否定している。

これらの中には、施設の設置につき距離制限の定めがある場合には原告適格を肯定するもの（診療所と風俗営業の営業所との間の距離制限の定めがある場合に関する前掲最判平6・9・27）がある一方で、距離制限の定めがある場合でも原告適格を否定するもの（墓地と施設の設置者との間の距離制限の定めがある場合に関する前掲最判平12・3・17）がある。

(ウ) さらに、上記(イ)のような不利益にも当たらない程度の不利益や性質上公的に属する不利益については、原告適格を否定する傾向にある（前掲ジュース表示事件判決、前掲最判平元・6・20）。

(5) 主張・立証責任等 原告適格は、当事者に取消訴訟制度を利用することを許容するための要件であり、公益的意義を有するから、裁判所は、その存否について職権で調査すべきである。しかし、その判断の基礎となる資料の収集については、弁論主義の適用があり、原告は、自己の原告適格を基礎付ける事実を主張、立証すべきものと解されている。

(6) 原告の死亡と訴訟の承継 取消訴訟の係属中に原告が死亡した場合等において、処分の取消しを求める法律上の利益を実体法上承継する者がいる場合には、この者が訴訟を承継する。

(イ) 不利益処分の名宛人の死亡等 不利益処分の名宛人が死亡した場合や名宛人たる法人に合併が生じた場合において、処分の法的効果として生じた義務が承継の対象となる場合（課税処分の取消訴訟など）、処分の取消しを求める法律上の利益が承継される場合（公務員の給料請求権を相続した者につき免職処分の取消訴訟の承継を認めた最判昭49・12・10民集28・10・1868）などには、訴訟は承継される。これに対し、生活保護のように当該個人の生活上の利益を保護するための処分については、一般に訴訟承継が認められない（最大判昭42・5・24民集21・5・1043）が、根拠法規によつては、未支給請求権の承継を認める定めがある場合もあり、個別の根拠法規に当たつては、訴訟が承継されるかどうかを検討する必要がある。

(イ) 第三者の原告適格 第三者の原告適格についても、処分の根拠法規によ

条解 行政事件訴訟法 (第4版)

1987 (昭和62) 年4月10日 初版1刷発行
2003 (平成15) 年12月30日 第2版1刷発行
2006 (平成18) 年5月30日 第3版1刷発行
2009 (平成21) 年2月15日 第3版補正版1刷発行
2014 (平成26) 年12月15日 第4版1刷発行
2019 (平成31) 年3月30日 同 3刷発行

編者 南 博方・高橋 滋・市村陽典・山本隆司

発行者 鯉 淵 友 南

発行所 株式会社 弘文堂
101-0062 東京都千代田区神田駿河台1の7
TEL 03(3294)4801 振替 00120-6-53909
<http://www.koubundou.co.jp>

装 幀 柴 田 成 敏

印刷 港北出版印刷株式会社

製 本 牧 製 本 印 刷 株 式 会 社

© 2014 Printed in Japan

 (社) 出版者著作権管理機構 委託出版物

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつと事前に、(社) 出版者著作権管理機構 (電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail:info@copy.or.jp) の許諾を得てください。
また本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

ISBN978-4-335-35603-2

地上から見渡せる距離

[ホーム](#) / [物理公式集](#) / [地学](#)

観測者の高さから地上の見渡せる範囲を計算します。

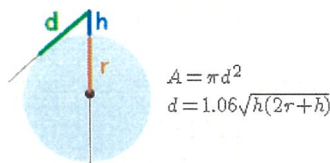


観測場所

高さ h 100 m

見通し距離 d

面積 A



地球を半径6378kmの球体とし、見渡すエリアに障害物がないと仮定します。
また大気の影響により6%遠くまで見えると仮定しています。

[お客様の声](#) [アンケート投稿](#) [よくある質問](#)

[リンク方法](#)

地上から見渡せる距離

[1-10] / 52件

表示件数

[Back](#) [Next](#)

[1] 2022/10/02 17:50 40歳代 / 教師・研究員 / 役に立った /

使用目的 前史時代、人類は東アフリカを出てヨーロッパ、シベリアを経てアラスカに辿りついた。その移動距離を3万km、移動時間を1万年だと仮定すると、1年平均3kmを進んだ計算になる。この3kmという距離が当時のヒトにとってどう見えていたのか、それを実感するために目線の高さから地平線までの距離を計算した。

ご意見・ご感想 結果は約4.5km。つまり人類は1年をかけて「目の届く範囲」の中で移動していたことが分かった。当時の人類の慎重さが窺える。

[2] 2022/09/19 20:36 30歳代 / 会社員・公務員 / 役に立った /

使用目的 自分が山や建物に遮られず地平線を見るために、どのぐらい開けた土地が必要か考えるため。

ご意見・ご感想 参考になりました。
利用者の中には目標物の高さを考慮していない方がいらっしゃるようですね。

[3] 2022/04/26 18:36 30歳代 / 会社員・公務員 / 非常に役に立った /

使用目的 レーザービームで撃墜してくるロボに艦砲射撃で対峙する作戦と取ったアニメを思い出して、ざっと何キロ離れているのか。

ご意見・ご感想 素晴らしい

[4] 2022/01/05 15:58 20歳代 / その他 / 非常に役に立った /

使用目的 ファンタジー作品で、山頂から超ロングレンジ狙撃の描写を書きたくて利用させて頂きました。現実では不可能ということは置いておいても、見えない範囲への狙撃なんて絵にすら書けませんから測定できて本当に助かりました。

[5] 2021/12/17 06:21 40歳代 / 会社員・公務員 / 非常に役に立った /

使用目的 見えないはずの物が見える、やはり地球は平だと確信できました。

★ブックマーク

登録されていません。

[+ブックマークする](#)

実行履歴

地上から見渡せる距離

関連ライブラリ

- 目的地の気温と気圧を計算
- 海面気圧への校正計算
- 標高から気圧を計算
- 気圧から標高を計算
- 地上から見渡せる距離
- 2地点間の距離と方位角
- 2都市間の距離と方位角
- 地図をなぞって距離を計算
- 地図から目的地の標高や水深を求める

[6] 2021/07/08 12:16 40歳代 / エンジニア / 非常に役に立った /

使用目的

飛行機でのフライトをするにあたって、VHFでの電波は基本的に見通し距離なのでVORがどこまで電波が飛ぶのかを調べた。飛行機が飛ぶ高度が低いと、地球の表面により遮蔽されてしまい電波を受信することができないので、どの高さまで上げれば電波が受信できるのか調べるのに非常に役に立った。
まとめた結果、地球の曲率は思ったより大きいことがわかってとても興味深かった。
とても感謝している。

[7] 2021/05/26 12:42 50歳代 / 自営業 / 役に立った /

使用目的

飛行機の窓から見える範囲の確認。巡航高度なら凄く遠くまで見渡せるんですね

[8] 2021/05/03 01:30 60歳以上 / エンジニア / 非常に役に立った /

使用目的

写真をどこから撮ったか分析したくて、見通し距離を調べられないかと思いネットで見つけた。

ご意見・ご感想

写真の解析から高さが110m以上ありそうと分析。この計算で40km以上見通せることがわかり、内陸なので関東ではないかと推定。群馬県庁舎からだと分かった。
こういうことが即座にできてしまうのはインターネット時代の凄さだと思う。
もちろん、計算サイトがあるからこそで、ありがたいことである。

[9] 2021/02/24 04:38 60歳以上 / 会社員・公務員 / 役に立った /

使用目的

北九州市若松区のプラント建設物の屋上から沖ノ島らしき島影が見えたのでgooglemapで測ると約68kmと出たが
計算上ではどの位になるのか、果たして沖ノ島なのか気になったので。(方角は合っていると思っている)

ご意見・ご感想

北九州市若松区のプラント建設物の屋上から沖ノ島らしき島影が見えたのでgooglemapで測ると約68kmと出た。
上記の計算式に沖ノ島の標高243m、建設物の高さ約50mを加味して計算すると64.5kmとなったのであの島影は
沖ノ島だと思う。

[10] 2021/01/23 06:39 60歳以上 / その他 / 非常に役に立った /

使用目的

下関市長府の海岸から国東半島が見えるかどうか、浮島が見えた日に国東半島が見えたのですがそれ以来見えません、屈折で見えたのか実際に見えるのか知りたかった。両子山(国東半島最高峰)の標高が720.6mだから100kmから見える計算になります。長府から国東半島まで5~60kmだから見えるはず。

[← Back](#)

[Next >](#)

[ホーム](#) / [物理公式集](#) / [地学](#)

過払い金返還はまず無料診断から

アディーレ法律事務所

過払金の無料相談は実績のあるアディーレに！返還請求の交渉も対応。取り戻せなく...

[このページの先頭へ](#)

[プライバシーポリシー](#) [サービス規約](#) [よくある質問](#) [お問い合わせ](#)

© 2023 CASIO COMPUTER CO., LTD. **CASIO**

北海道百年記念塔の維持管理に対する意見書

令和5年2月24日

北海道百年記念塔の未来を考える会

意匠・構造委員会

札幌市豊平区月寒西3条6丁目1-18

有限会社TAC 内

TEL : 011-851-5907 / FAX : 011-854-0391

【 目 次 】

「北海道百年記念塔の未来を考える会」意匠・構造委員会	2 p
1. はじめに	3 p
2. コルテン鋼を採用するうえでの基準	3 p
(1) コルテン鋼について	
(2) 腐食発生の要因と耐候性鋼材（コルテン鋼）について	
3. 記念塔のおかれている環境	4 p
(1) 地域環境	
(2) 地形環境	
(3) 局部環境	
(4) 総括	
4. 記念塔の問題について	6 p
(1) さび片の落ちた部分について（溶接切れも同時に説明）	
(2) 平成9年度の工事概要	
(3) 記念塔の現在の問題の総括	
5. モニュメントとしてコルテン鋼外板部の維持管理手法・費用について	8 p
(1) コルテン鋼外板部の機能回復を行うべき性能について	
(2) 外鋼板の錆片の除去方法について	
(3) 提案に対する費用について	
6. 今後50年間の記念塔全体の維持管理費について	11 p
(1) 毎年必要な維持管理費用	
(2) コルテン鋼外板部の大規模修繕費	
(3) 内部の大規模修繕費	
(4) エレベータの修繕費用	
(5) 今後50年間の維持管理費用	
7. 今後50年間の維持管理費捻出の別の方法	13 p
(1) 企業及び一般家庭で考えるバランスシート	
(2) バランスシートで考えた場合の記念塔の維持管理費の例	
8. さいごに	14 p

1. はじめに

北海道百年記念塔（以降、記念塔）はモニュメント（工作物）として作られたものであり、法律上も登記されていない状況である。モニュメントであるが、記念塔の展望室には観光客を含め年間数十万人（平成7年は370千人）の人が訪れる施設となっていた。

記念塔の長寿命化計画も当初のモニュメントに対しての対策ではなく、ほぼ建築物として扱い、対策については落下する錆片（記述のある実績からは最大で5 cm程度）が人にけがを負わせないことを前提に立案され、維持管理に今後50年で30億円の費用がかかると試算されている。

維持管理を行う場合、現状復帰が基本であるが、そもそもどこまでの復帰が必要かどのように維持管理していくかを考える必要があり、モニュメントであれば、遠くから記念塔を見ることができることに対して機能回復をする事で法的条件は満足する。一般客を塔内に入れない前提に立てば、何を機能回復とするかによるが、当初計画に対し、高めに見積もっても1/3以下に低減できる。

記念塔の骨組み等は昭和55年の調査報告書から令和2年度の調査報告書まで全て健全とされており、今後の維持管理費が増大している大きな理由は、記念塔の外壁（外鋼板）に採用されたコルテン鋼の老朽化とされている。

コルテン鋼は表面の錆で腐食進行を防止する事から誤解を受けやすいが、記念塔は地域環境の面では最も適した場所に建設されており、老朽化が進行しているのも部分的である。しかも、大きな鋼板等の落下についてはほぼ対策済みであるにも関わらずその事が見逃されて方針が決定されている。

この事から我々の技術的知見と経験および基準等から、記念塔のコルテン鋼に大きな問題は無いことを説明した上で、モニュメントとして必要となるコルテン鋼の維持管理方法と維持管理費について、最新の技術を活用し具体的に提案するものである。

2. コルテン鋼を採用するうえでの基準

(1) コルテン鋼について

記念塔は昭和55年に竣工し、外壁には耐候性高張力鋼板（コルテン鋼）が採用されている。コルテン鋼はクロム、ニッケル等を添加し、表面の錆が腐食進行を限りなく遅くする鋼材である。

橋梁においては耐候性鋼材と呼ばれ、昭和50年代に入り、社会資本の整備拡充とともに初期建設費と維持管理の低減への期待から耐候性鋼橋が増え始めた。

そのような時代背景を受け、耐候性鋼橋の適用可能な環境条件や設計・施工および維持管理について留意すべき事項を明らかにするため、旧建設省土木研究所、(社)鋼材倶楽部、(社)日本橋梁建設協会の三者により、昭和56年から11年間に渡る様々な試験・検討に基づき、「無塗装耐候性橋梁の設計・施工要領（改定案）」が1993年（平成5年）に発行された。現在は、「鋼道路橋防食便覧 平成26年3月 (社)日本道路協会（以降、便覧）」に全て取り込まれている。

建築物・工作物にコルテン鋼を採用する場合の基準は無いと考えられるため、上記、便覧に基づいて、記念塔の環境的条件等を整理した上で、昭和55年から令和3年度に行われた、記念塔の各種調査・維持管理検討および我々が令和4年7月3日に現地確認を行った状況写真をもとに記念塔の現状と今後の対策について提案を行う。

(2) 腐食発生の要因と耐候性鋼材（コルテン鋼）について

コルテン鋼は通常の鉄より腐食が進行しにいくが、腐食進行メカニズムは同様である。水と酸素の両方が供給されると腐食し、塩分が更に腐食を加速させる。

道路橋の耐候性鋼橋においては、海岸近くに架橋された橋梁や凍結防止剤が散布される事からその影響を受ける部位で問題が多く生じ、塗装の塗り替えを行ってもすぐ再劣化が生じている。

対策には土木研究所が関与して高圧洗浄による水洗いを行って塩分を落とす等の作業を行うなどしているが、再劣化がすぐ生じている状況である。これは孔食というところに塩分が入り込み、高圧洗浄を行っても塩分が落ちないためである。

耐候性鋼橋のメンテナンスは、今では塩分に着目し、レーザを使用する方法等の様々な方法が試みられているが解決には至っていない。しかし課題となっているのは塗装の再劣化である。

3. 記念塔のおかれていた環境

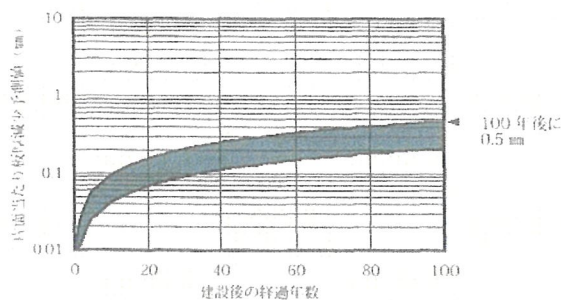
便覧では「地域環境」、「地形環境」、「局部環境」の3つについて環境条件を考慮する必要がある事が記載されており、これらを総合的に考慮して整理する。

1) 地域環境

記念塔は海岸から 23 km程度離れており、便覧の条件では無条件で採用が可能な環境である。この条件下での 100 年後の腐食は 0.2 mm~0.5 mmであり、記念塔は地域環境からは、100 年後もほとんど腐食していない環境下にある。



図一Ⅲ.2.8 耐候性鋼材を無塗装で使用する場合の適用地域⁵⁾



図一Ⅲ.2.9 JIS 耐候性鋼の腐食予測曲線¹⁾
(積内側環境での飛来塩分量 0.05mdd 以下での
暴露試験結果に基づく帰属予測)

2) 地形環境

地形的には地面に近い数mほどは湿潤状態になりやすいが、部分的であり補修もすぐに実施できる位置であり問題とはならない。橋梁の場合はこのような環境では塗装を行っており、記念塔のコルテン鋼には塩分が入っていないため塗装やその他方法で対応可能である。

なお、記念塔建設時は1階の床の部分は土の状態であったが、昭和55年に内部除湿対策として土間コンクリートを打設し記念塔内部の環境が改善されている。逆にいうと建設後10年間の腐食の割合が最も大きい事になる。

また、凍結防止剤が散布される道路からも遠く、凍結防止剤の影響もない地形的環境である。

3) 局部環境

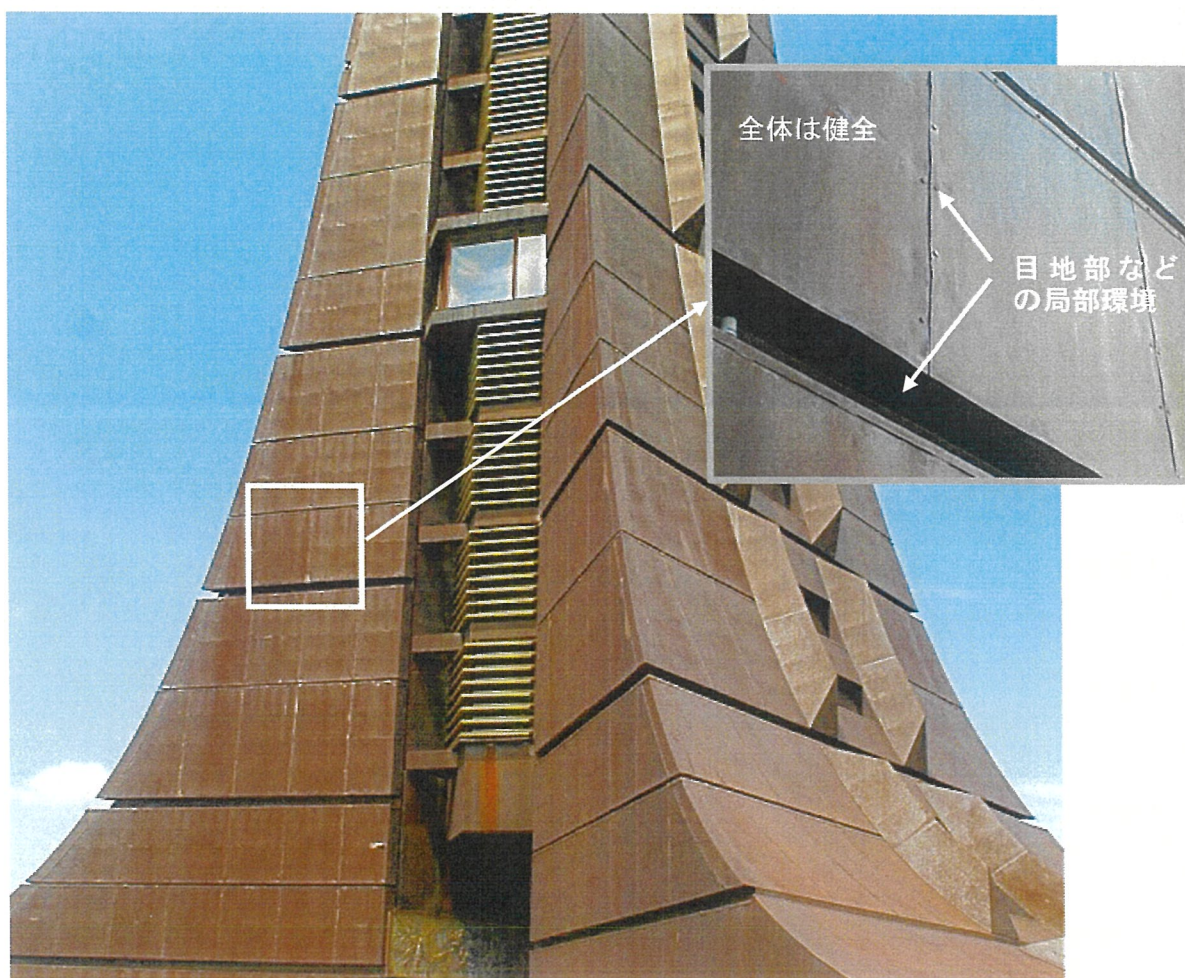
構造物のディテールの湿潤状態になりやすいかどうかであり、記念塔は湿潤状態が継続する部位もあり、一部で腐食が進行している。記念塔はこの局部環境が課題であるが、全体が老朽化しているようなイメージとなっており、何がポイントかが曖昧なまま議論されている。昭和 55 年から令和 3 年度の報告書にもコルテン鋼全体は問題無い事が記載されており、本提案はこの局部環境の問題に絞っての議論を展開する。

4) 総 括

記念塔はコルテン鋼にとってもっとも適した環境であり、全体的には保護性の錆（昔は安定錆と呼ばれていた）が生成され良好な状況である事が昭和 55 年から令和 3 年の調査報告書で共通して書かれている。

このため、局部環境である、部分的な構造ディテールが問題となっているのみである。ただし、塩分が入らない環境であり、湿潤状態が継続する部位でも比較的腐食進行は緩やであり、老朽化が進行していても対応は行いやすいと考える。

後で詳細に説明するが、局部環境が問題となっている割に令和 3 年の調査報告書では新しい腐食や疲労亀裂の報告が数か所しかない。これは、昭和 55 年に土間コンクリートを打設した事で環境改善が図られ、その後の腐食進行は緩やかになったためと考える。全体的に目地部に凹凸が生じているが、これは鋼板と鋼板の間で腐食が生じ、錆が膨らむ事により溶接破断が生じたためである。しかし、ほとんどが対策済みであり、大きな鋼板の落下とはならない。また、未対策部があっても内部側で溶接するだけであり、対策は簡単に行える。



4. 記念塔の問題について

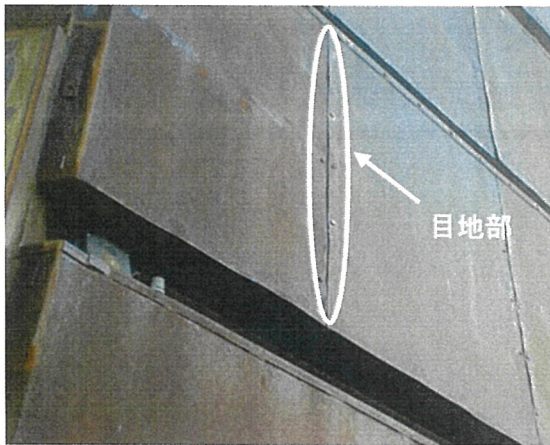
平成9年に最大5cm程度の錆片の落下が確認され、建築学会がその対応を行っている。その時に生じた損傷が今でも問題とされており、30億円の維持管理費のかかなりの部分をしめている。

このため建築学会の平成9年度の調査報告書とその後の補修工事についてまとめた上で、記念塔の問題となっている部分について説明する。

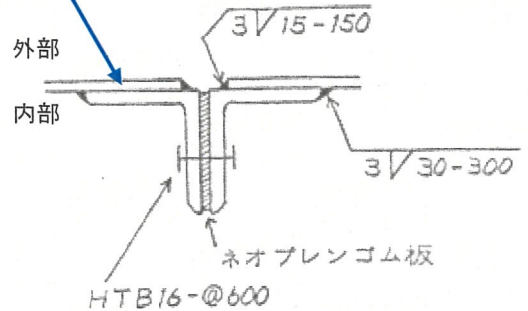
(1) さび片の落ちた部分について（溶接切れも同時に説明）

平成9年度の調査報告書によれば、鋼板と鋼板の合わせ目に顕著な錆が見られると記載があり、その一例を建築学会の調査報告書と我々が撮影した写真で説明する。

なお、下記の例は細部構造の一例を示しただけであるが、別な構造も基本的に同様である。



鋼材と鋼材の隙間が湿潤状態となり錆が生じ膨らむ



(a) 施工当初

- ・外側の溶接が破断し鋼板が膨らむ
- ・錆が落下



- ・目地部の裏側止金の腐食は進行していない。
- 【最も重要な部材】

- ・溶接延長の短い外部側で溶接破断
- ・片側が破断すると応力が解放され、同じ部分では破断はこれ以上進まない。
- ・内側で追加溶接を行うことで、安全となる。
- ・鋼板が広がることで鋼板の間に生じた錆が落ちる。
- ・鋼板が広がり、錆落としをすると湿潤状態が継続しにくく環境改善される。(当初より腐食が進まない)

平成9年の建築学会の調査報告書によれば、記念塔外側への錆の落下は上記の鋼板と鋼板の間から生じている。落下する錆片は最大5cmとされており、比較的小さなものである。

令和3年の調査報告書にも数か所の溶接破断が報告されているが、平成9年度以降に内部で追加溶接の対策を行ってきており、表側の溶接破断は構造的に一切問題がない。逆に水が抜けやすくなり、腐食環境は改善される。その間にある層状錆を除去するとさらに改善される。

コルテン鋼の目地部の局部環境の腐食が課題であるが、コルテン鋼が溶接されているアングル(L型の金具)の健全性が最も重要となるが、我々が現地確認を行った令和4年7月時点でも板厚の減少は全くといっていいほど確認されなかった。

溶接破断は平成5年度から報告されており、遅く破断する箇所ほど腐食しにくい環境である可能性すらある。

(2) 平成9年度の工事概要

平成9年に建築学会の提案により行った「外板接合部の錆遅延措置」の工事方法は下記の内容が主となる。令和3年度の維持管理計画の大規模修繕のメインとなる工事である。

- ①ハンマーにより錆の叩き落としを実施
- ②ジェットタガネにより鋼板と鋼板の間の層状錆の除去を実施
- ③浸透性防錆塗料を塗布



(3) 記念塔の現在の問題の総括

前述したように内部の骨組みを含めて昭和55年～令和3年までの維持管理報告書では問題は報告されていない。また、コルテン鋼も全体的には問題なく、局部的な問題であることも維持管理報告書では同様に報告されている。環境的にも問題ないことはコルテン鋼の基準となる便覧で説明した通りである。

このため、記念塔の現在の問題は、「目地部のコルテン鋼が老朽化し、今後50年で30億の維持管理費がかかり、維持する場合、将来世代に負担となる」ことに絞られる。

以上のことから、これ以降は目地部の老朽化に対する対応方法と将来世代に負担を残さない方法について提案する。

5. モニュメントとしてコルテン鋼外板部の維持管理手法・費用について

(1) コルテン鋼外板部の機能回復を行うべき性能について

前述したとおり、構造的には問題がなく、大きな部材が落下する心配もない。このため極論を言えばコルテン鋼外板の維持管理は地上に落ちた錆片を掃除するだけの選択もありえる。しかし、一般人が5 cm程度の錆片が落下することで不快感を表すことも想定される。また、層状錆を可能な限り除去する事はコルテン鋼外板の長寿命化につながる。このため、ここでは錆片の自然落下を防止する維持管理方法についてその方法を提案する。

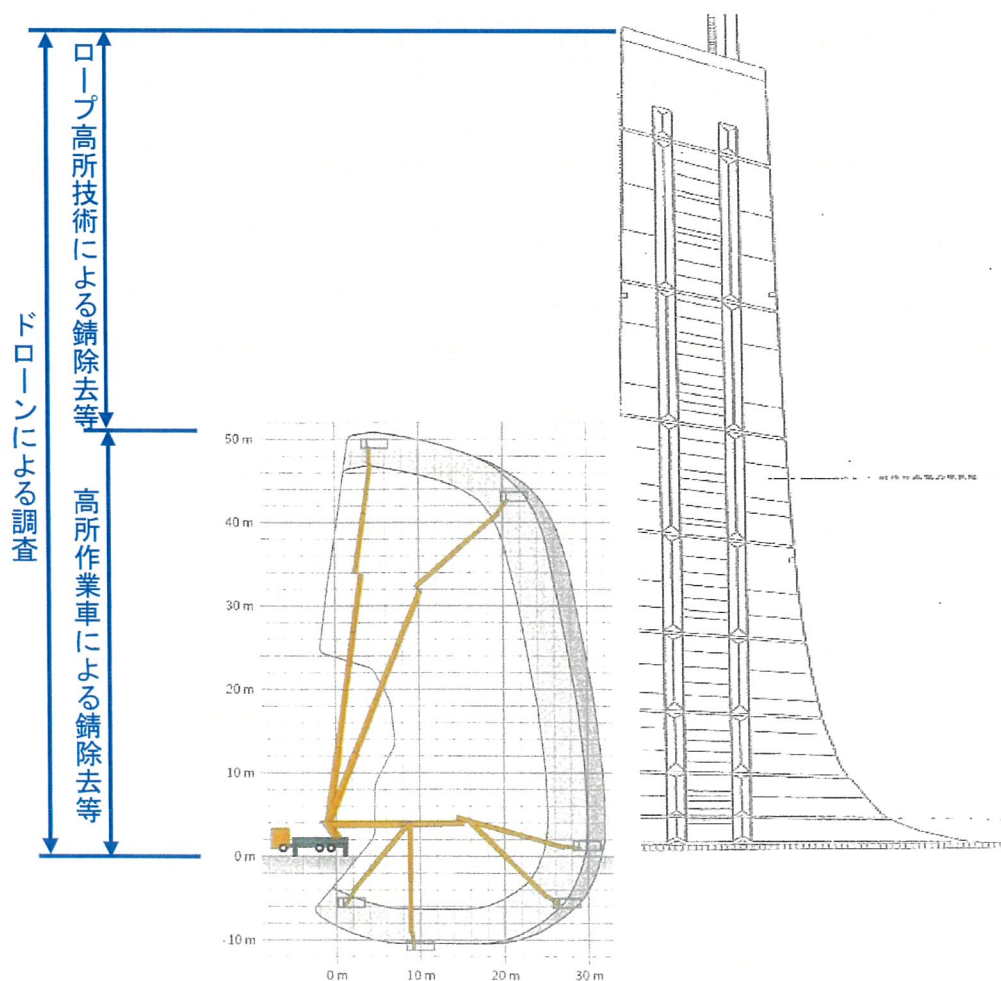
なお、小さな人の目に見えるかどうかの錆片が落下する頻度は正直設定できないが、そう多くはないと想定する。しかもその状況を一般人が目撃する頻度は更に少ないと考える。

(2) 外鋼板の錆片の除去方法について

1) 除去するための層状錆の確認方法と近接する方法の概要

記念塔の課題は100mあるその高さとなる。このため工事を行うための足場設置の費用がかなりの割合をしめる。逆に言えばその課題さえ対応できれば工事費を大幅に縮減できる。

令和3年度の計画は平成9年度に工事を行った計画を踏襲したのみであり、最新の技術が検討されていない。ここでは100mの高さに対応するため、「溶接切れや層状さびの有無の調査はドローン」、「錆片の除去と浸透性防錆塗料の塗布は50mまでは高所作業車、これより上はロープ高所技術」で行うことを提案する。



2) ドローンによる外鋼板目地部の溶接切れ及び層状錆の確認方法

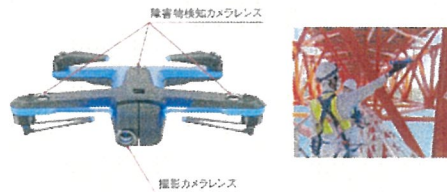
外鋼板目地の溶接切れ及び層状さびの確認は新型のドローンにより行う。目地内の層状さびの確認は記念塔に近接する必要があり、全方向衝突回避センサーを有する小型ドローンを使用する。このドローンであれば、記念塔に近づいても自動で衝突を回避でき、目地部の詳細も安全に調査可能である。橋梁定期点検でも使用するものであり、北海道内でも使用実績が多数あり、性能的にも問題なく、費用も安価ですむ。

ジャパン・インフラ・ウェイマーク社のホームページからの資料を下記に添付する。

■ Skydio J2

全方向衝突回避センサーを有する小型ドローン

当社は従来の点検に代わる新しい点検支援技術として、Skydio社製の小型ドローン、Skydio J2を新しい橋梁点検を行っています。国土交通省点検支援性能カタログに2020年度に掲載されて以降、数多くのご用命を頂いております。



Skydio J2機体スペック

Skydio R2 for Japanese Inspection (愛称“J2”)

飛行時間	25分
最大速度	50km (30mph)
カメラ	4K 1.2億画素
サイズ(L×B×H)mm	223×223×74
重量	770g
最大通信距離	250m
位置補正	GPS+RTK-RTCM
最大風速抵抗	約1メートル
障害物検知	全方向(魚眼レンズ×上下)
動作温度範囲	-1度 ~ 41度

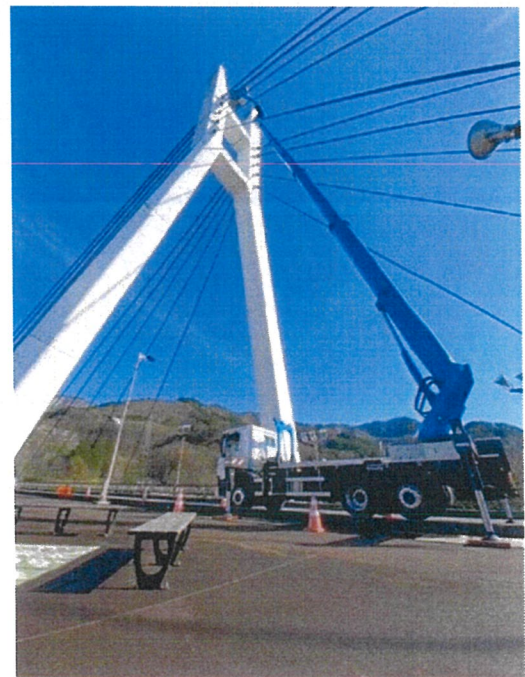
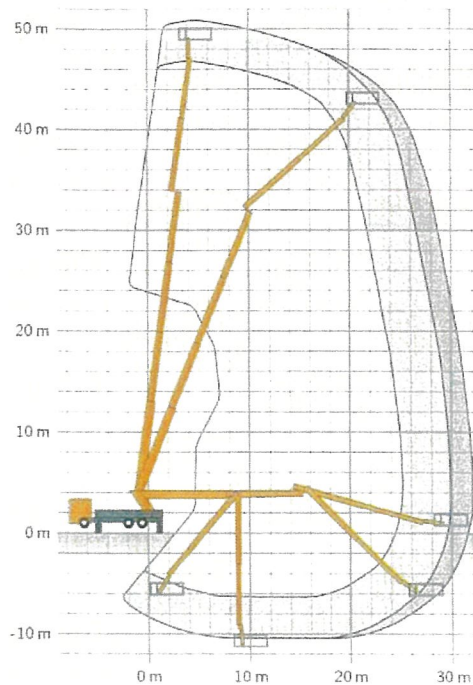
2020年6月付で「全方向衝突回避センサーを有する小型ドローン技術」は、国土交通省の点検支援性能カタログ「画像計測技術(橋梁)」(https://www.mlit.go.jp/road/sisaku_inspection-support/pdf/11.pdf)に掲載されました。

3) 高所作業車について

高所作業車は現在のところ北海道で最大の51mクラスの「ルースマン T510HF」を使用する。この高所作業車は最大積載重量 600 kg、作業床も広いことから工事にも使用可能である。

なお、高所作業車としては 90mクラスの高所作業車があるが、所有が大阪であり、移動を含めると費用も高くなることから今回は除外する。しかし、数年後には全てを高所作業車で作業することができる可能性もある。

カタログから作業範囲図と写真を掲載する。



4) ロープ高所技術について

橋梁等の近接困難箇所の定期点検等で採用されている技術であり、「特殊高所技術」と「キーストン」の2つに大別され、北海道内でも特殊な条件で平成20年代中頃から採用が増えている。

目視調査だけでなく、コア抜き等の調査、簡易な工事にも対応可能である。(ひびわれへの樹脂低圧注入工事やコンクリート断面修復工事等の実績がある)このため、層状錆の除去等の作業も行える。

特殊高所技術のホームページからの事例の写真を下記に掲載する。



5) 層状さびの除去方法

① ドローンによる確認

- ・目地部の新規溶接切れ及び広がりの確認
- ・目地内の層状錆の有無の確認
- ・その他箇所の層状錆、ボルト等を含めた落下の可能性のあるものの確認

② 錆の除去について

- ・層状錆の除去は平成9年と同様にハンマーとジェットタガネにより行う。
- ・除去後は浸透性防錆塗料を塗布する。

※錆を除去した部分周辺は令和3年に計画されている大規模修繕と同じ効果がある。

(3) 提案に対する費用について

- ・ドローンによる層状錆、疲労亀裂の確認は2日間とする。
- ・層状錆の除去は令和3年度の疲労亀裂の報告が数か所であり、1日でも良いと考えるが、長寿命化に期待し安全側に3日間とする。

(千円)

項目	単位	日数	単価	金額	備考
ドローンによる調査	日	2	360	720	結果まとめ等含む
ドローンレンタル料金(1週間)	式	1	240	240	予備バッテリー含む
高所作業車による層状錆除去	日	3	270	810	
高所作業車リース料	日	3	680	2,040	
ロープ高所技術による層状さび除去	日	3	550	1,650	
			合計＝	5,460	
			→	6,000	

6. 今後50年間の記念塔全体の維持管理費について

(1) 毎年必要な維持管理費用

土間コンクリートの打設による内部環境の改善とその後の腐食の進行から毎年必要な維持管理費用も縮減が可能と考えるが、詳細が不明なため、ここでは当初計画通りとする。

なお、令和3年の維持管理計画は、最後まで同じ内容の計画であり、結果的に記念塔を100年以上持たせるためのものとなっている。このため、建設後100年で役割を終えると考えれば毎年必要な維持管理費も半分に以下に縮減できると考える。記念塔が50年で無くなる事は我々の本位では無く、令和3年計画の内容が不明であることから当初計画通りとするが、100年以上維持管理する場合の費用と解体費を同じ土俵で比較して議論するのは明らかな間違いである。

令和3年の調査報告書では「5年サイクルで定期的に措置すべき事項」、「10年サイクルで実施すべき事項」は1年単位に換算し「11,640千円/年」と算出されている。また、当初計画通り、初年度は池外周立入禁止フェンスの設置に「13,000千円」を計上する。

(2) コルテン鋼外板部の大規模修繕費

大規模修繕の一番の課題となる仮設（作業場に近づくための足場）は前述したとおり、「地上から50mまでは高所作業車」、「50mより上はロープ高所技術」によるものとする。

繰り返しになるが、今後50年間だけ維持するだけであれば、外部に落ちた錆を掃除するだけでも問題ないと考えている。しかし記念塔を遠望から眺める一般人の不快感の防止と、建設後150年、200年の維持を期待してのその費用を提示するものである。

(3) 内部の大規模修繕費

内部大規模修繕については「昭和55年に内部除湿対策として土間コンクリートが打設され腐食環境が改善されている」、「調査報告書では大きな問題がある腐食が報告されていない」、「5年・10年サイクルで適切な補修を行う」さらに「我々が令和4年7月に行った現地確認では内部は健全であった」ことなどから、「主体鉄骨関連補修工事」、「外板鉄骨補修関連工事」は不要と考えた。

以上の条件で算出すると、「49,660千円/大規模修繕サイクル」となる。なお、大規模修繕サイクルは令和3年の調査報告書では「最初の大規模修繕が竣工の昭和45年から29年目であり、その後の老朽化もある事から20年で考えた」とある。このサイクルは最初の10年は土間コンクリートが無く、腐食環境が著しく悪かった事が考慮されていない。しかし、その事を議論するデータが我々には不足している事から当初計画通りのサイクルで考える。なお、我々が令和4年7月に行った現地確認では大規模修繕は最初の大規模修繕より長い期間で良いと感じた。

項目	当初案	改善案	備考
共通仮設費	38,500	7,800	経費率25%
直接仮設費	37,870	3,780	下記4項目不要としたため、当初の10%
主体鉄骨骨材補修関連工事	37,720	-	- 腐食進行が遅く5年・10年サイクルのみで問題ないため不要
外板鉄骨補修関連工事	22,000	-	- 腐食進行が遅く5年・10年サイクルのみで問題ないため不要
内装改修関連工事	34,290	-	- 一般人が立ち入らないため不要
エレベータシャフト関連工事	17,710	-	- エレベーターを無くすため不要
キャットウォーク関連工事	13,220	13,220	〃
点検口関連工事	5,140	5,140	〃
電気設備関連工事	9,080	9,080	〃
現場管理費	17,620	3,120	経費率10%
①工事原価	233,150	42,140	
②設計料(3%で想定)	6,900	1,200	
③一般管理費	26,450	6,320	経費率15%
工事価格(①+②+③)	266,500	49,660	

(4) エレベータの修繕費用

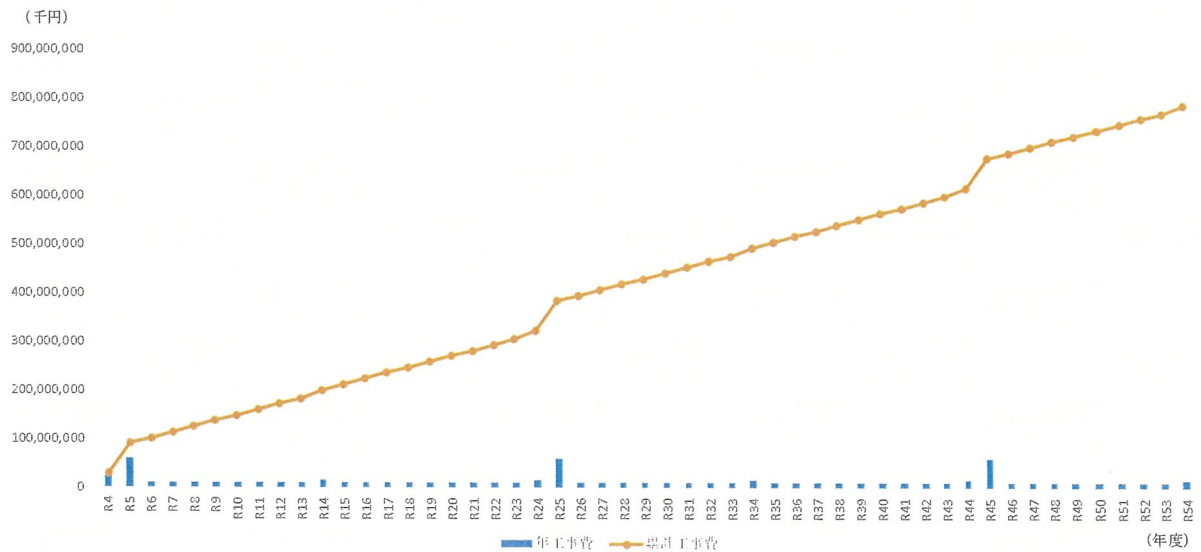
モニュメントであり、一般人が入らない事からエレベータは不要とする。なお、エレベータは4階から展望室までの設置であり維持管理上は不要と考える。

(5) 今後50年間の維持管理費用

前述した条件にて算出した今後50年の維持管理費用は以下の通りである。当初計画の30億円に対し、1/3以下の8億円弱へ圧縮可能な提案となる。

我々の提案はモニュメントとしての必要最低限の計画を行うものであったが、令和3年度の調査報告書の内容に不明な点が多く、確実に判断可能な外鋼板の維持管理とそれに関連する大規模修繕に絞って考えた。

現地の健全度からはまだ維持管理費を縮減できる要素も多く、仮に建設後50年で役割を終える計画であれば、下記で示した8億円はこの半分以下になると考える。こう考えると解体費以下で今後50年間の維持管理が可能である。



年度	年工事費	累計工事費	備考	年度	年工事費	累計工事費	備考
R4	30,100,000	30,100,000	外部・フェンス	R30	11,640,000	442,980,000	開道180年
R5	61,300,000	91,400,000	内部	R31	11,640,000	454,620,000	
R6	11,640,000	103,040,000		R32	11,640,000	466,260,000	築80年
R7	11,640,000	114,680,000		R33	11,640,000	477,900,000	
R8	11,640,000	126,320,000		R34	17,100,000	495,000,000	
R9	11,640,000	137,960,000		R35	11,640,000	506,640,000	
R10	11,640,000	149,600,000	開道160年	R36	11,640,000	518,280,000	
R11	11,640,000	161,240,000		R37	11,640,000	529,920,000	
R12	11,640,000	172,880,000	築60年	R38	11,640,000	541,560,000	
R13	11,640,000	184,520,000		R39	11,640,000	553,200,000	
R14	17,100,000	201,620,000		R40	11,640,000	564,840,000	開道190年
R15	11,640,000	213,260,000		R41	11,640,000	576,480,000	
R16	11,640,000	224,900,000		R42	11,640,000	588,120,000	築90年
R17	11,640,000	236,540,000		R43	11,640,000	599,760,000	
R18	11,640,000	248,180,000		R44	17,100,000	616,860,000	外部大規模工事
R19	11,640,000	259,820,000		R45	61,300,000	678,160,000	内部大規模工事
R20	11,640,000	271,460,000	開道170年	R46	11,640,000	689,800,000	
R21	11,640,000	283,100,000		R47	11,640,000	701,440,000	
R22	11,640,000	294,740,000	築70年	R48	11,640,000	713,080,000	
R23	11,640,000	306,380,000		R49	11,640,000	724,720,000	
R24	17,100,000	323,480,000	外部大規模工事	R50	11,640,000	736,360,000	開道200年
R25	61,300,000	384,780,000	内部大規模工事	R51	11,640,000	748,000,000	
R26	11,640,000	396,420,000		R52	11,640,000	759,640,000	築100年
R27	11,640,000	408,060,000		R53	11,640,000	771,280,000	
R28	11,640,000	419,700,000		R54	17,100,000	788,380,000	
R29	11,640,000	431,340,000		合計	788,380,000		

7. 今後50年間の維持管理費捻出の別の方法

(1) 企業及び一般家庭で考えるバランスシート

企業の経営は銀行から資金を借り、設備投資を行う事で成り立つものである。銀行からの借入れが数億あるから破綻するわけではなく、収益や様々な財産等のバランスシートで考えていく。家計のやりくりも、家のローンが20百万円、年間給与が5百万円でも、家という財産・その他の財産や将来の収入があるため、借金が収入の何倍もあるから破産するわけではなく、バランスシートで考えていくものである。

北海道の計画では記念塔の維持管理に今後50年で30億円かかると試算しているが、残す事によるメリットが一切検討されていない。

仮に平成7年の370千人の半分程度の200千人が毎年見学し、入場料をとるような方法としたらどうだろうか。我々は経済の専門家でもなく、この方法なら国民の税金をかけずに維持管理ができると言っているわけではない。バランスシートの借金だけでなく財産面も考慮して議論すべきでは無いかと考えているだけである。

(2) バランスシートで考えた場合の記念塔の維持管理費の例

今回のクラウドファンディングでは、記念塔解体の周知が十分で行われてないにも関わらず、3か月で1400人、10,452千円の浄財が集まっている。記念塔の解体が何故かほとんどの人が知らないか、老朽化しているから残念だが仕方ないと考えている人が多いと考える中での結果である。

ここでは入場者による寄付・入場料の徴収、クラウドファンディングを活用した場合の一例を示す。

今までに展望室に入った人だけで、最大で370千人であったが、来場者だけであれば、これの2倍以上はいたと思われる。この来場者数の半数が平均で200円の寄付と考える。

クラウドファンディングは今回周知されてない短期間の結果であった事から、十分な周知を行えば、今回の数倍は集まると考える。少な目に見積もって20,000千円とする。

これらを集計すると以下のようになるが、クラウドファンディングだけで我々の提案を賄える。また、寄付・入場料を集めれば、当初計画の維持管理費用も捻出できる。

解体には入場料等は全く期待できないが、記念塔を残す事で様々な事が可能となり、地域活性化にもつながる。

	来場者数	率	金額	年間金額	年数	金額
寄付・入場料等	400,000	50%	200	40,000,000	50	2,000,000,000
クラウドファンディング				20,000,000	50	1,000,000,000
					合計=	3,000,000,000

8. さいごに

ここではモニュメントとして必要最低限の建設から 100 年を維持する維持管理方法について記載した。北海道が必要最低限では無く、更にしっかりと維持管理していく方針で検討しようとした事は間違った事ではなく、将来世代の事も考えて方針を決定した事にも一理あると考える。しかし、問題のある設定でマイナス面だけを強調して解体に向かった事は明らかな間違いである。誤解を受けやすいコルテン鋼であったため、これを責める事は出来ないかもしれない。しかし、記念塔を愛する人々が多い事も事実であり、誤解した設定のもと、まだ検討する余地があるにも関わらず解体に向かう事は避ける必要がある。

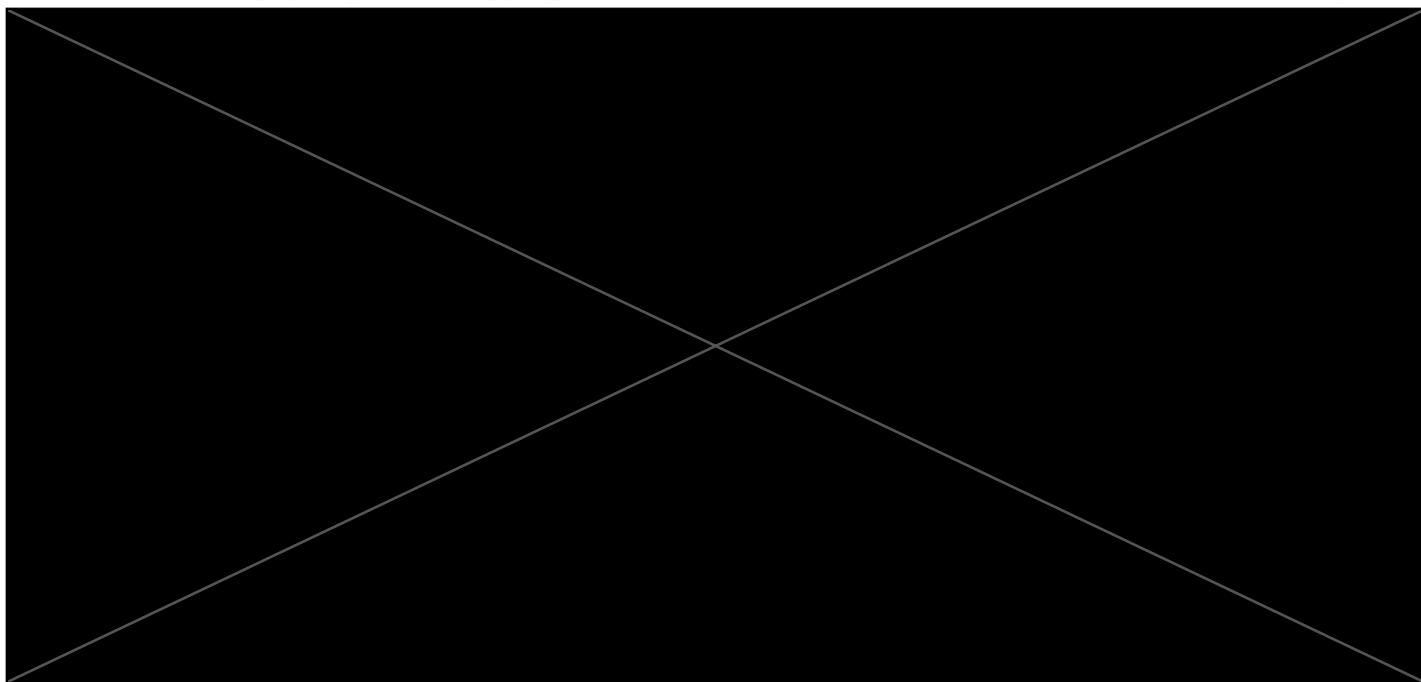
平成 7 年には 370 千人の入場者があった事からも観光資源として有効活用も可能であり、維持管理にクラウドファンディングやボランティアを募る事も今回の件で可能な事が分かった。今回記念塔を建設から 100 年間維持する必要最低限の提案を行ったが、我々の新技術の提案を活用し北海道の考えるしっかりとした維持管理を行えば 100 年ではなく、150 年、200 年と残っていくだろう。そうすれば北海道が最も気にしていた将来世代への負担が記念塔を残す事で逆に有益な財産となる可能性がある事も事実であると考え。

将来世代に負担を残さないため解体に至った経緯と勇気の一部理解するが、一旦工事を中断し、多様性のある社会の実現を目指し一般人も参加の上で様々議論を行った上で決定すべきと考える。そうすれば今回我々が提案した以上の方法が出てくる可能性もある。そうする事で北海道民の事を常に考えて、行動して下さっている北海道のあるべき姿がさらに輝けるものになると考える。

一度動きだした工事を止めるのは勇気がいる事ではあるが、間違っている事が分かった中で解体に突き進むのは将来世代に何と思われるだろうか。北海道の再度の勇気ある決断を期待する。

以上、協議の上、結論とした。

平成 5 年 2 月 2 4 日



新版

逐条地方自治法

第9次改訂版

松本英昭 著

学陽書房

甲第
22

号証

高い方の財産の価格の六分の一以内程度とすることが適当であろう。

物品の交換は、自動車の類を除き例が少ないと考えられるが、普通財産の交換に準ずべきである。

(二) 適正な対価によらない普通財産の譲渡又は貸付けは、他の普通地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため譲渡し又は貸し付けるとき、他の普通地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した行政財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止により生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該普通地方公共団体等に譲渡するとき、寄附に係る行政財産の用途を廃止したことにより生じた普通財産を当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき、代替施設の寄附を受けて行政財産の用途を廃止したことにより生じた普通財産を当該寄附に係る財産の価額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき等に限定するのが適当である。

適正な対価によらない物品の譲渡又は貸付けは、公益上の必要に基づくととき、採納した負担附寄附に係る負担を実行するとき等に限定することが適当である。

一 普通地方公共団体の財産である以上、その管理者が、普通地方公共団体の長以外の者であつても本条第二項及び第三項は適用されることはいうまでもない。すなわち、教育財産は教育委員会が管理する(地教法二二)権限を有するが、教育財産についても本条第二項及び第三項が適用され、条例又は議会の議決がなければ、交換し、出資の目的とし、若しくは支払手帳として使用し、又は適正な対価なくして譲渡し、若しくは貸し付けてはならないのであり、また第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で議会の議決がなければ信託してはならないのである。なお、地方公営企業の用に供する資産は企業の管理者が取得、管理及び処分する(地公企法九四、三三)権限を有するが、**【解説】**二(四)で述べたように、地方公営企業法第四十条第一項の規定により、地方公営企業の業務に関する財産の管理及び処分については、条例又は議会の議決によることを要しないとされている。

三 本条第二項及び第三項に違反して行われた財産の管理及び処分は、当該地方公共団体と相手方との関係においては無効と解せざるを得ない(上掲最高裁平一七、一一、一七参照)。しかし、そのために善意の相手方に損害を与えたときは、当該財産の管理、処分者は、損害賠償の責任を有する。なお、財産が動産であるときは、善意の相手方は、当該動産の所有権を取得する(即時取得(民法一九

三) ことがあることに留意を要する。

第一款 公有財産

(公有財産の範囲及び分類)

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く)、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 財産の信託の受益権

2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債
- 二 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百三十九条の十二第一項に規定する短期

高い方の財産の価額の六分の一以内程度とすることが適当である。

物品の交換は、自動車の類を除き例が少ないと考えられるが、普通財産の交換に準ずべきである。

(一) 適正な対価によらない普通財産の譲渡又は貸付けは、他の普通地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため譲渡し又は貸し付けるとき、他の普通地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した行政財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止により生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該普通地方公共団体等に譲渡するとき、寄附に係る行政財産の用途を廃止したことにより生じた普通財産を当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき、代替施設の寄附を受けて行政財産の用途を廃止したことにより生じた普通財産を当該寄附に係る財産の価額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき等に限定するのが適当である。

適正な対価によらない物品の譲渡又は貸付けは、公益上の必要に基づくととき、採納した負担寄附に係る負担を実行するとき等に限定することが適当である。

二 普通地方公共団体の財産である以上、その管理者が、普通地方公共団体の長以外の者であつても本条第二項及び第三項は適用されることはいふまでもない。すなわち、教育財産は教育委員会が管理する(他教法二二)権限を有するが、教育財産についても本条第二項及び第三項が適用され、条例又は議会の議決がなければ、交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくして譲渡し、若しくは貸し付けてはならないのであり、また第二百二十八条の五第二項の規定の適用がある場合で議会の議決がなければ信託してはならないのである。なお、地方公営企業の用に供する資産は企業の管理者が取得、管理及び処分する(他公企法九四、三三)権限を有するが、(解説二四)で述べたように、地方公営企業法第四十条第一項の規定により、地方公営企業の業務に関する財産の管理及び処分については、条例又は議会の議決によることを要しないとされている。

三 本条第二項及び第三項に違反して行われた財産の管理及び処分は、当該地方公共団体と相手方との関係においては無効と解せざるを得ない(上掲最高裁平一七、一一、一七参照)。しかし、そのために善意の相手方に損害を与えたときは、当該財産の管理、処分者は、損害賠償の責任を有する。なお、財産が動産であるときは、善意の相手方は、当該動産の所有権を取得する(即時取得(民法一九

二) ことがあることに留意を要する。

第一款 公有財産

(公有財産の範囲及び分類)

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く)をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く)、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 財産の信託の受益権

2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債
- 二 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二百三十九条の十二第一項に規定する短期

投資法人債

- 三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の四第一項に規定する短期債
 - 四 保険業法(平成七年法律第百五号)第六十一条の十第一項に規定する短期社債
 - 五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第八項に規定する特定短期社債
 - 六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第二項に規定する短期農林債
- 3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。
- 4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

【解説】 一 本条は、公有財産の範囲を法定し、分類を明定した規定である。公有財産の範囲を法定した趣旨は、公有財産の範囲を統一的に定めることにより、同じ財産の範囲に属する物品、債権及び基金との区分関係を明確にし、公有財産の管理体制の確立と責任関係を明らかにするためである。

「不動産(一I)とは、土地及び土地の定着物(民法六六)」。土地の定着物とは、土地に附着する物であつて、かつ、継続的に一定の土地に附着させて使用されることがその物の取引上の性質と認められるものをいう。土地の定着物はすべて不動産であるが、その不動産としての取扱いには差異がある。その一は、土地と離れて独立の不動産と見られるものであり、その二は、その定着する土地の一部とされ、土地に関する権利の変動に従うものである。前者に該当するものとして、建物、立木(間スル法律(即四三三三)(立木法)による立木、立木法の適用を受けないが明認方法を講じた樹木の集団及び個々の樹木があり、独立して物権の客体となる。後者に該当するものとして、石垣、溝渠、沓尻石等があり、原則として、土地に定着したままでは独立の物権の客体となることのできない。なお、市がその施行する土地区画整理事業において取得した保留地も本条第一項第一号の不動産にあたる(最高裁 平一〇、一、三三)。

「不動産以外の物は、すべて動産である(民法六六)が、国有財産と同じく、不動産に劣らない重要な価値を有する動産並びにこれらの動産及び不動産の従物は、公有財産とされている(一II、III)。「船舶(一I)については、船舶法、商法に定める船舶(総トン数二十ト)以上。船舶法二〇。商法六八六)に限定することが適当である(通知 昭三八、二二一九)。「航空機(一I)には、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機の外、回転翼航空機、滑空機、飛行船等を含む(航空法一)。「従物(一II)とは、「物の所有者が、その物の常用に供するため、自己の所有に属する他の物をこれに附属させたとき」に「その附属させた物」をいう(民法八七一)。すなわち、従物たる要件は、①主物の常用に供せられること、換言すれば、社会通念上継続して主物の効用を全うさせる働きをすると認められること、②特定の主物に附属すると認められる程度の場所的關係にあると認められること、③主物、従物ともにそれぞれ独立の物的結合を尊重し、両者の経済的運用を共通ならしめようとするために設けられた制度であるので、同じ公有財産に属するものとされているのである。なお、動産の従物は動産であるが、不動産の従物は不動産である場合と動産である場合とがある。しかし、不動産たる従物(例えば、納屋、農場の小屋等のようなもの)は第一項第一号により当然に公有財産であるので、第一項第三号の「従物」は動産に限られることとなる。

「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利(一IV)とは、例示されている権利の外、法律上確立している用益物権又は用益物権的性格を有する権利をいう。したがつて、永小作権、入会権、漁業権、入漁権、租鉱権、採石権等は本号に該当するが、占有権、水利権、担保物権、賃借権、借地権等は本号に該当しない。

「特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利(一V)とは、例示の権利の外、意匠権等の無体財産権をいう。なお、特許を受ける権利(特許法三三)、通常実施権(特許法七八)、専用実施権等(特許法七七)、商標登録出願により生じた権利(商標法三三による特許法三三等の準用)は法律上不確定な権利であるので本号には該当しないと解する。

「特別の法律により設立された法人の発行する債券(一VI)とは、農林債券、商工債券、以前の道路債券及び日本高速道路保有・償還機構債券、以前の住宅金融公庫債券及び住宅金融支援機構債券、以前の公営企業債券及び地方公共団体金融機構債券、放送債券

並びに地方住宅供給公社及び地方道路公社の発行する債券等をいい、「これらに準ずる権利」(一七)とは、投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券等をいふ。

「出資」(一七)とは、第二百二十一条第三項の出資と同意義と解され、第二百二十一条【解説】四(一)を参照されたい。

「財産の信託」(一八)については、第二百三十七条【解説】二(三)を参照されたい。自ら設定した信託以外のものも含まれる。また、「信託の受益権」とは、信託の利益を享受する受益者の具体的な権利をいい、信託法においては、「受益権」とは、信託に基づいて受託者が受益者に対して負う債務であつて信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権(受益債権)及びこれを確保するために信託法の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいうものとしてられている(信託法7。なお、法三七【解説】二(三)参照)。

二 第三項及び第四項は、公有財産の分類に関する規定である。公有財産を行政財産と普通財産に分類したのは、所有の目的を異にする公有財産を分類することにより、当該分類された公有財産の所有の目的に応じて適切な公有財産の管理を図らうとするものである(法三八の四、二三八の五)。

「行政財産」とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう(4)。「公用」に供する財産とは、普通地方公共団体がその事務又は事業を執行するため直接使用することをその本来の目的とする公有財産をいう。例えば、庁舎、講事堂、試験場、研究所、実習船等である。「公共の用」に供する財産とは、住民の一般的共同利用に供することをその本来の目的とする公有財産をいい、公の施設(法三四)を構成する物的要素たる場合が多い。例えば、道路、病院、福祉施設、学校、公園等の敷地及び建物等である。通常、前者を公用財産、後者を公共用財産と称する。公用又は公共用に「供することと決定した財産」とは、未だ現実には公用又は公共用に供されていないが、将来、公用又は公共用の目的に供すべきことを決定した財産をいい、いわゆる予定公物を指す。例えば、道路予定地などである。「普通財産」とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう(4)。普通財産は、直接特定の行政目的のために供されるものではなく、一般私人と同様の立場でこれを保持する財産である。

【運用】 一 公有財産の範囲は法定されているので、普通地方公共団体においてその範囲を任意に拡大又は縮小することはできない。

契約により普通地方公共団体が借用している財産(民有の建物を借り受け庁舎に供している場合等)は公有財産ではないが、その管理に当たっては、公有財産と同一の取扱いをすることが望ましい。

二 従物は公有財産であるが、主物から切り離して従物だけを処分する場合は、第一項第三号の従物は、上述のとおり動産であるから物品として処分すべきである。

三 財産の管理は、普通地方公共団体の長の権限である(法二四九)から普通財産を行政財産とし、行政財産を普通財産とすることは、原則として長の権限に属する。しかし、地方公営企業の用に供する資産の管理は企業の管理者の権限とされ(地公企法九四、三三)、学校その他の教育機関の用に供する財産の管理は教育委員会の権限とされる(地教法二二)ように法の特別の定めがあるときは、その限りにおいて長の管理権は制約を受ける。

なお、行政財産と普通財産をさらに分類して、行政財産を公用財産と公共用財産、普通財産を第一種と第二種の二つと事実上細分類して管理することは差つかえないと解されている(通知 昭三六、二二一九)。

四 職員宿舎は、設置の目的に従い、行政財産か普通財産かを個々具体的に判断すべきである。一般的には、知事公舎等宿舎において職務を執行することが通常予想される宿舎及び本来の職務に伴つて通常の勤務時間外においても非常勤務に従事するため公署の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならない職員、へき地にある公署、特に隔離された公署等に勤務する職員、公署の管理責任者としての職務を遂行するために公署の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならない職員等職務の執行上一定の場所に居住しなければならない職員に貸与する宿舎は行政財産であるが、職員の福祉施設の性質を有する宿舎は普通財産として取り扱うことも差つかえない(行実 昭三二二二)。

五 不動産の信託の受益権の価額については、受益権に化体された信託財産構成物のうち資産勘定から負債勘定を控除した純資産額を基礎として評価されることとなる。

れており(法二九)、また、地方分権推進計画(平一〇、五、二九閣議決定)に定められたメルクマールも抑制的な基準として機能することともなると思われるが、最終的には、国権の最高機関である国会において、地方分権の推進の観点や、制度間のバランス、法律相互間の比較などを考慮したうえで、当該事務を法定受託事務とすることの妥当性について慎重に判断されることとなる。また、事務区分の見直しも不断に行われるべきものであり、既に法定受託事務とされているものについても、今後の制度をめぐる情勢の変化などに応じて自治事務に変更されることも十分に考えられる。

本条は、特に第一号法定受託事務については、新設はできるだけ抑制するとともに、第一号法定受託事務とされているものについても、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとするという方針を定めたものである。

松本英昭

昭和17年生

昭和39年東京大学法学部卒、自治省に入省。
62年財政局地方債課長、平成元年行政局行政課長、2年大臣官房審議官(行政担当、財政担当)、5年総務審議官、6年国土庁地方振興局長、7年自治省行政局長、10年事務次官を経て、自治総合センター理事長、地方公務員共済組合連合会理事長、地方公務員共済組合協議会会長。第27次及び第28次地方制度調査会専門小委員会委員長、行政改革推進本部専門調査会委員



新版 逐条地方自治法(第9次改訂版)

平成13年10月10日	初版発行		
平成14年9月10日	第1次改訂版発行		
平成16年5月10日	第2次改訂版発行		
平成17年6月10日	第3次改訂版発行		
平成19年3月30日	第4次改訂版発行		
平成21年3月10日	第5次改訂版発行		
平成23年10月31日	第6次改訂版発行		
平成25年7月1日	第7次改訂版発行		
平成26年4月1日	第7次改訂版2副発行		
平成27年7月15日	第8次改訂版発行	著者	松本英昭
平成28年8月10日	第8次改訂版2副発行	発行者	佐久間重嘉
平成29年10月15日	第9次改訂版発行		
令和2年12月25日	第9次改訂版4副発行		

学陽書房 東京都千代田区飯田橋1-9-3 電話(03)3261-1111
<http://www.gakuyo.co.jp/>

ISBN 978-4-313-07129-2 C 2032 東光整版印刷/東京美術紙工
© Hideaki Matsumoto 2017, Printed in Japan
乱丁・落丁本は、送料小社負担にてお取り替えます。